

避難行動要支援者名簿活用の手引き



※この手引きは、避難行動要支援者名簿の活用方法や避難支援をする際に必要な情報・一例が示されています。避難支援にあたる方はぜひ参考にしてください。

令和6年4月作成（第4版）

（名簿の登録申請に関すること）
松戸市役所福祉長寿部 福祉政策課
TEL：047-701-5272（直通）
FAX：047-366-1392
Mail：mccomhukushi@city.matsudo.chiba.jp

（防災行政全般）
松戸市役所総務部 危機管理課
TEL：047-366-7309（直通）
FAX：047-368-0202



目次

はじめに	1
I 避難行動要支援者名簿の対象者	2
II 避難行動要支援者名簿の活用例	3
1 平常時の支援	3
(1) 日頃の声かけ・見守りで顔の見える関係づくり	3
(2) 災害時に向けた、平常時からの取り組み例	4
2 災害時の支援	10
(1) 風水害	10
(2) 地震	11
3 支援の実施例	12
(1) 水害	12
(2) 土砂災害	12
(3) 延焼火災	13
(4) 地震	13
(5) 救護・救出	14
参考資料1 要支援者の留意事項	15
参考資料2 地震発生時における車椅子の被災状態	24
参考資料3 避難支援プラン	26
様式・作成例	27
参考資料4 避難場所・避難所一覧	31
参考資料5 防災情報の入手等について	36
参考資料6 小金原要配慮者支援マニュアル（改訂版）	42

はじめに

東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

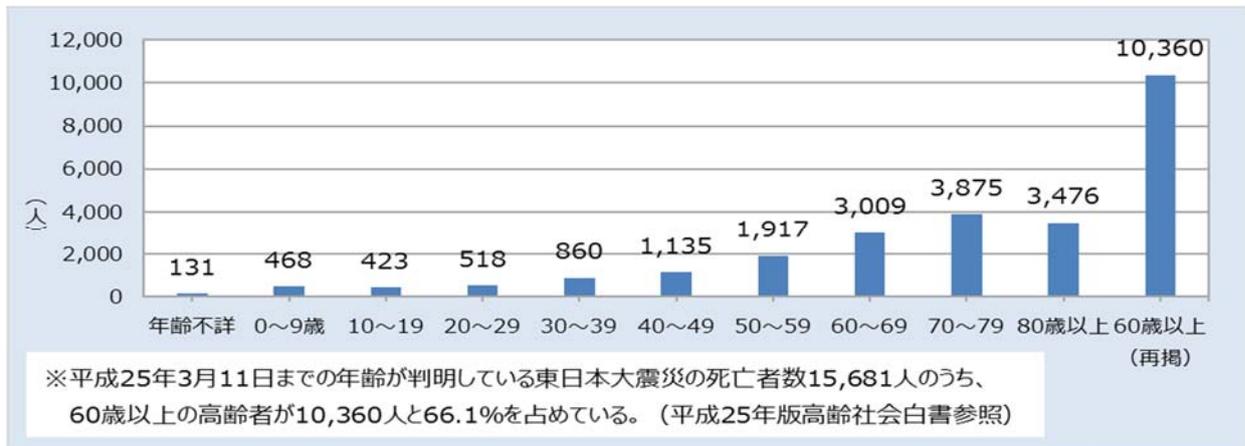
こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の命を守るため、「松戸市避難行動要支援者名簿」の登録制度を実施しております。

本資料を参考にさせていただくことで、災害時に一人でも多くの高齢者等、要支援者の避難支援に貢献できれば幸いです。

避難支援等関係者（以下、「避難支援者」という。）であっても、まずは自分や家族の安全確保が第一となります。

災害時における要支援者への支援は、避難支援者の善意によって成り立つものであり、権利・義務の関係は発生しません。そのため、災害時に支援をする方が要支援者を支援できなかったとしても、法的な責任は発生しません。

表：東日本大震災における高齢者の被害状況



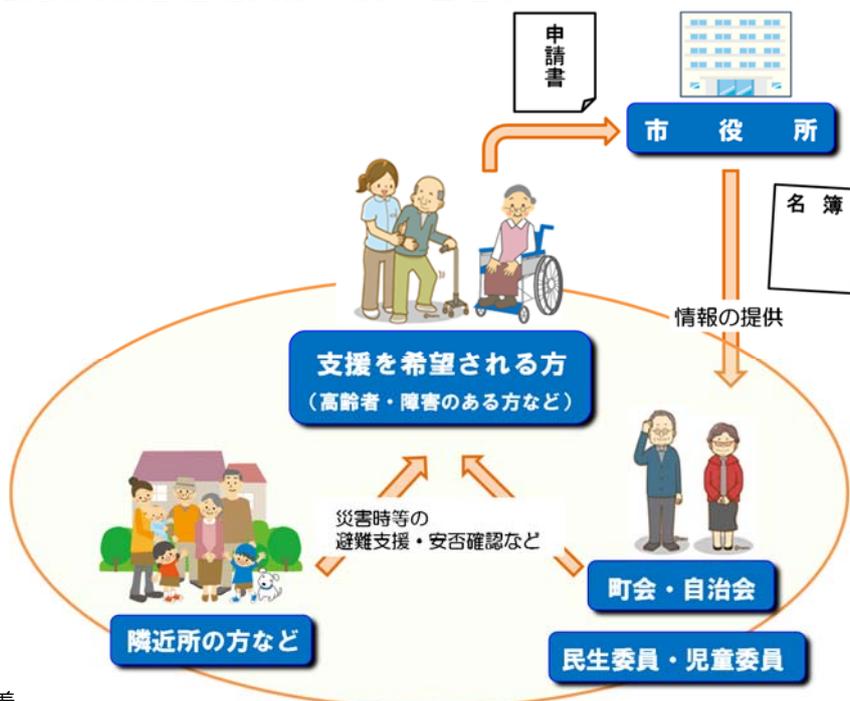
I 避難行動要支援者名簿の対象者

松戸市では、災害時に家族等による避難支援が困難で、自力で避難ができない方のうち、以下の方を対象としています。

(施設や病院に入所されている方は対象となりません。)

- 介護保険で要介護認定が要介護3・4・5の方
- 障がいのある方
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方)
- その他、支援の必要な方(例：難病患者、高齢者のみの世帯、高齢独居等)

図：避難行動要支援者避難支援制度の仕組み



※ 用語の定義

要配慮者：平成25年6月に改正された災害対策基本法（以降「改正災対法」という。）で、「高齢者・障害者・乳幼児・その他特に特に配慮を要するもの」と定義しています。

避難行動要支援者：改正災対法の中で、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者」と定義しています。

松戸市では上記の対象者となります。

避難支援等関係者：町会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、消防、消防団、警察等のことをいいます。

Ⅱ 避難行動要支援者名簿の活用例

市で取りまとめた名簿を基に、町会・自治会でできる支援を紹介します。

★1 平常時の支援★

(1) 日頃の声かけ・見守りで顔の見える関係づくり

普段から顔の見える関係ができていると、災害時の支援がスムーズに進みます。時折声かけをするなど、日頃の見守りを通じた顔の見える関係づくりが支援の第一歩となります。

日頃から良好な関係を築くことで、地域の防災訓練への参加の呼びかけや、要支援者の状況の把握などが行いやすくなります。

① 要支援者への訪問

支援をする側とされる側が、あらかじめ顔見知りの関係になっていないと、いざという時に支援をすることは困難です。

まずは、要支援者の自宅を訪問して、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう。

要支援者と顔見知りの関係になれば、日頃から要支援者と積極的にあいさつをするなど、コミュニケーションを図りましょう。また、町会・自治会などの日頃の活動や行事などを通じ、お互いにコミュニケーションを深めましょう。

《訪問時のポイント》

- あらかじめ電話などで都合を伺い、訪問する日時や留意事項等を確認しましょう。
- その際は、市から提供された名簿の情報にもとづき、災害時の支援等について話をするために訪問をすることも伝えましょう。
- 要支援者がひとりで会うことが難しい場合には、親族や緊急連絡先として登録されている方などに同席していただくと良いかもしれません。
- 地域行事のチラシなども持参して訪問すると、会話がスムーズに進むかもしれません。
- 訪問時に聞き取った情報は、災害時に必要な支援を行うためのものであり、その目的以外には使用しないことを伝えましょう。
- 市で発行している各種ハザードマップ（洪水・地震）を活用し、要支援者の自宅やその周辺にどのようなリスクがあるのか確認しておきましょう。（例：河川の浸水想定区域内か、土砂災害警戒区域内か等）ハザードマップについては、市ホームページでの閲覧またはお近くの支所もしくは危機管理課にて配布しておりますのでご利用ください。



② 地域のなかで避難支援者を探す

災害時には、避難支援者自身が被災をしたり、仕事や旅行で不在であったりするなど、支援できない場合を想定し、可能な限り複数の避難支援者を決めておくことが良いでしょう。

また、要支援者本人やその家族が希望する人、また要支援者の近所の方に、避難支援者となることをお願いしてみましょ。避難支援者が決まりましたら、福祉政策課（TEL:047-701-5272）へご連絡ください。避難支援者の確保ができない場合には、地域をいくつかの班に分けて、それらの単位で要支援者を見守ることなどを、検討してみましょ。

③ 要支援者の支援内容の検討

市が提供する避難行動要支援者名簿の情報、特に特記事項や区分等に基づき、災害時に必要となる支援の内容を検討してみましょ。

詳しくは、P15～の「参考資料1：要支援者の留意事項」参照。

④ 要支援者参加型の防災訓練の実施

次の（2）「災害時に向けた、平常時からの取り組み例」を参考に、要支援者参加型の防災訓練について検討してみましょ。

（2）災害時に向けた、平常時からの取り組み例

① 安否確認の仕組みづくり（一例）

町会・自治会の防災訓練等を通じて、災害時における安否確認の仕組みづくりを進めましょ。

ア 町会・自治会の班単位による安否確認

大地震が発生した場合、班員は町会・自治会の班長の自宅前など、あらかじめ指定された場所に集合し、世帯員の安否情報を班長に報告ます。

報告がない世帯については、班長や避難支援者が協力して訪問し、安否確認を行います。

イ 安否確認シートの活用

大きな地震が発生した時に、玄関のドアや郵便受けなど、外から確認しやすい位置に、「無事であること」「助けが必要であること」を示した安否確認シートを貼るようにます。

こうすることで、支援が必要な方のもとに避難支援者がいち早く駆けつけることができます（シートが貼っていない家は、負傷して動くことができないなどシートが貼れる状況にないことが考えられるため、安否確認の訪問をする必要があります）。

安否確認シートは、手書きで簡単に作成することができますので、災

害時にはできる限り安否確認シートを玄関先に貼っていただくよう、お願いをしてください。

(例)



② 要支援者マップの作成

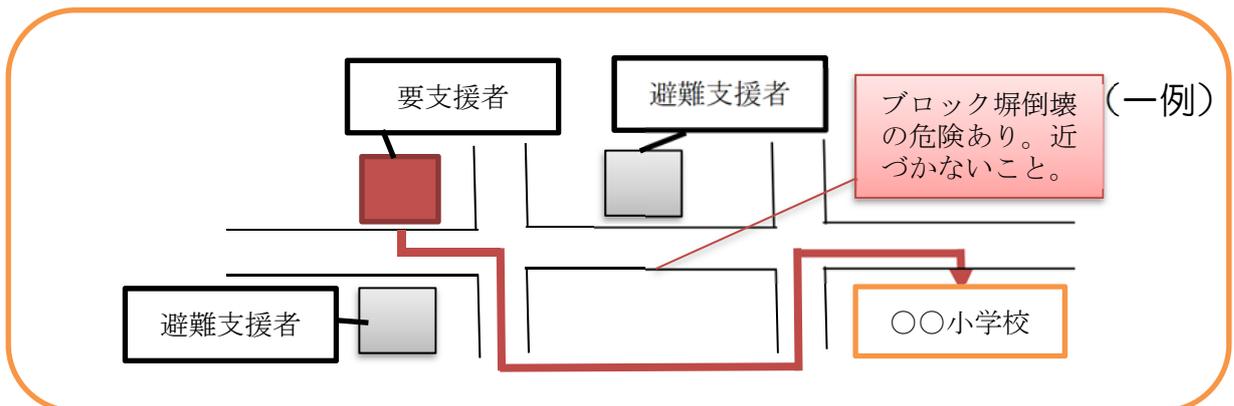
市の避難行動要支援者名簿を基に、住宅地図などに要支援者宅を表記するほか、避難所、危険箇所、避難ルートなどの災害時の支援に必要な情報を表記した地図を作成します。

この際、支援の区分を色分けし、いざという時の支援の優先順位を定めることも有効です。

例：赤（寝たきりなど、自力避難が不可能）

黄（杖などで自力避難可能）

青（自力避難可能）



③ 防災訓練の実施

ア 情報伝達訓練：気象情報等の収集や、要支援者への伝達要領の確認

(ア) 情報の収集

気象庁ホームページや千葉県防災ポータルサイトなど、防災情報を扱うホームページを手持ちのスマートフォンなどで閲覧し、日頃から情報の入手方法について確認しておきましょう。

また、ちば防災メールや松戸市安全安心メールなどの登録制のメール配信サービスや災害時テレフォン、FAXサービスに登録しておくことで、気象警報や災害時の避難指示等の発令、避難所の開設状況などが自動的に送られてきます。

日ごろから、避難支援者のみならず、要支援者も自ら情報を入手できるようにしておきましょう。詳しくは、P36～の「参考資料5：防災情報の入手等について」参照。

(イ) 情報の提供（共有）

避難支援者と要支援者で連絡先を交換し、日時を決めて避難支援者から要支援者へ連絡（電話・メール等）を行います。

相互に連絡がとれる状態になっているか確認するとともに、電話の場合は要支援者に確実に情報が伝わったのか、確認をしましょう。

この情報収集・提供訓練を皮切りに、次の安否確認訓練や避難誘導訓練に移行するのも効果的です。

イ 安否確認訓練：

事前に作成した「要支援者マップ」や「避難支援プラン：P26～参照）」を基に、安否確認方法等を確認。

【具体的な訓練方法】

災害発生時を想定し、要支援者宅に訪問して安否を確認する訓練です。

無事な場合には要支援者自ら玄関先にタオルをかける、安否確認シートを玄関先に貼るなどを行うことにより、スムーズに安否確認を行うことができますので、要支援者と事前に打ち合わせをしておくことをお勧めします。

なお、不在で連絡がつかない場合は、災害伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板を利用する手段もあります。ただ、日ごろから慣れておかないと、いざというときに使い方がわからなくなってしまうこともありますので、体験利用などで事前に使い方を確かめておくことが必要です。

ウ 避難誘導訓練：避難所までの避難経路や経路上の危険箇所の確認

【具体的な訓練方法】

避難所までの経路を要支援者と一緒に歩き、避難経路の危険な箇所がないかなど、より安全な経路を確認します。

この際、要支援者が避難所で必要とする日用品（着替えや薬など）についてもしっかりと持ち出してもらい、何が必要だったのかを検討することも大切です。また、要支援者の特性（杖をついている、車いすなど）に応じて、よりスムーズな避難経路を選びましょう。

市作成のハザードマップには、避難所の位置や危険箇所などの様々な情報があるため、活用すると便利です。何より、避難誘導訓練を通じて「災害が起きたらどうなるか」をイメージしながら周囲を観察することで、危険箇所を特定することが大切です。（例：地震の場合、「壁が倒れそう」「頭上の物が落ちてきそう」など。風水害の場合は、「増水したとき、側溝と道路の境目がわからない」「強風にあおられて物が飛んできそう、倒れそう」など）

エ 資器材・避難所への携行品の確認：

資器材等を定期的に確認し、災害時、スムーズに避難できるようにする。

杖や車いすに損傷はないか、しっかりと動くか、持ち出し品は準備できているかを確認し、いつ災害が来ても避難できるようになっていることを確認します。

知ってる？ヘルプカード

ヘルプカードは障がいのある方が困った時に、手助けを求めるためのものです。障がいのある方がこのカードを提示することにより、周囲の人に支援を求めることができます。

平常時だけでなく、災害時や避難生活期にも、ヘルプカードを提示することで、周囲の人が必要な配慮や支援をすることができるようになります。ヘルプカードをお持ちでない方がいましたら、次ページの配布場所にお尋ねください。



配布場所

- 松戸市役所本庁舎
(障害福祉課、広聴担当室相談コーナー、市民課、収納課、介護保険課、都市計画課、高齢者支援課、商工振興課、子ども家庭センター)
- 各支所 ○ 青少年会館 ○ 矢切公民館 ○ 松戸市文化ホール
- 松戸市立総合医療センター

ヘルプカードデザイン



※サイズ 縦 5.4 c m × 横 8.5 c m (運転免許証程度) の 2 つ折り

【表 面】

あなたの支援が必要です。

ヘルプカード




千葉県

チーバくん

【中面②（裏面の裏）】

連絡先

名前 _____ 関係() _____

電話番号 _____

名前 _____ 関係() _____

電話番号 _____

医療機関(かかりつけ)連絡先

医療機関名 _____

担当医名 _____

電話番号 _____

【中面①（表面の裏）】

ふりがな
名前 _____

住所 _____

性別	血液型	RH±	生年月日
男・女	A・B・O・AB	+・-	年 月 日

障害名
病 名 _____

【裏 面】

私が配慮や手助けをして欲しいこと

③ 避難支援方法の確認

ア 避難ルートの確認

要支援者の自宅から避難所までの経路で、段差等によって要支援者の通りにくいところを確認します。ブロック塀も大地震によって崩れてしまうおそれがあるため、注意が必要です。

イ 非常用持ち出し品の整理

お薬手帳のコピーや常備薬、視覚障害のある方の白杖、聴覚障害のある方の筆談のためのメモ用紙・筆記用具や、肢体不自由の方の紙おむつ等、要支援者のニーズにあった物を、いつでも持ち出せるように要支援者に伝えておきましょう。また、避難する際に迅速に持ち出せるよう、避難支援者も持ち出し品の内容を把握しておきましょう。

一般的な非常用持ち出し品の例

- 貴重品（現金・通帳・印鑑など）
- 飲料水
- 非常食
- 懐中電灯・予備電池・携帯電話の充電器
- 携帯ラジオ
- ライター・マッチ・ろうそく
- 救急セット
- お薬手帳（コピー）
- 衣類、靴（底の頑丈な物）
- 防災ずきんまたはヘルメット、マスク、軍手
- タオル類
- 缶切り、ポリ袋、チリ紙、歯磨きセット
- 衛生用品（マスク、消毒液、ウェットシート、体温計）
- （乳児がいる家庭）ミルク類、ほ乳ビン、おむつ、おんぶひも など
- （高齢者や障がいのある方がいる家庭）看護・介護用品、常備薬 など



ウ 個別避難計画の作成

避難支援に際しては、事前に要支援者ごとの計画を作成して、災害時に備えておくことが大事です。

P26～の【参考資料3】避難支援プランを基に、要支援者と面談を行って作成します。また、訓練や経年変化があれば再度見直すことでより実効性のあるものになります。

市に提出する必要はございませんので、避難支援に当たる方はぜひご活用ください。

また、個別計画を策定するにあたっては、優先度を検討することが重要です。①地域におけるハザードの状況（浸水想定区域、土砂災害警戒区域など） ②当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 ③独居等の居住実態、社会的孤立の状況などを考慮する必要があります。

特にハザードマップ上、危険な場所に住んでいる要配慮者については優先的に作成する必要があります。また、家族が高齢者であったり、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、要支援者本人が独り取り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意が必要です。

★2 災害時の支援★

(1) 風水害

高齢者等避難 発令



※ 防災行政無線、松戸市安全安心メール、テレビ・ラジオ等を通じ、松戸市が発令します。

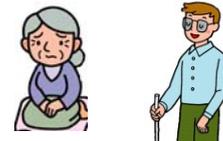


避難支援者



情報伝達
避難支援

要支援者



避難が必要な場合
(避難支援者と要支援者が一緒に避難)

避難所 (福祉避難室)

避難が不要な場合
(自宅に被害がない場合、外への避難が困難な場合など)

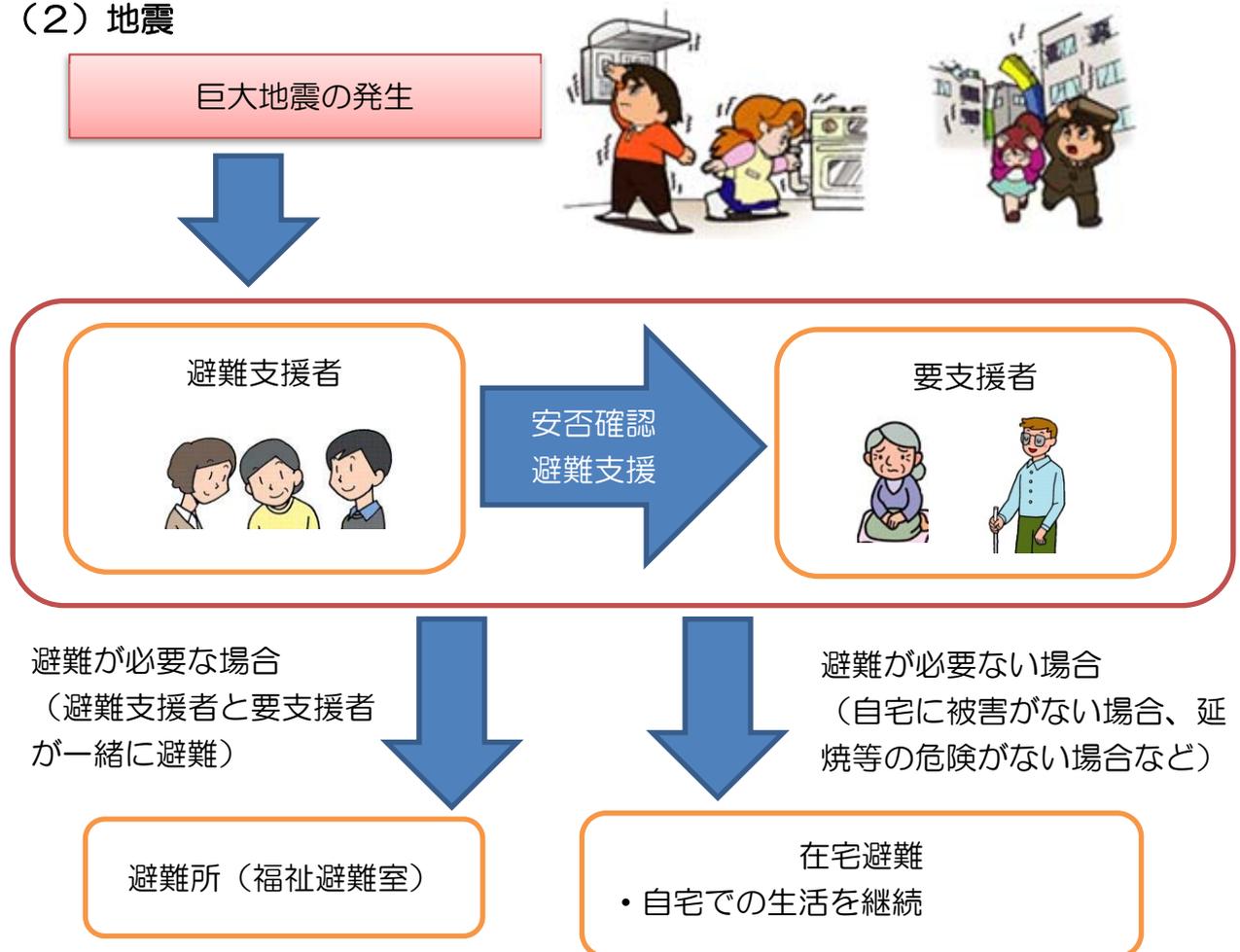
在宅避難
・自宅での生活を継続
・状況に応じ、上階等危険の少ない場所へ避難

※安全な親戚や友人宅への避難も検討

☆ 避難の留意点

- ・ 要支援者の方は、高齢者等避難が発令されたら、早めの避難を心がけましょう。避難が遅れると、徐々に気象状況が悪化し、避難が難しくなるおそれがあります。
- ・ 避難支援者の方は、テレビやラジオ、松戸市安全安心メールなどを利用して情報を収集し、要支援者に対して随時情報提供に努めましょう。
- ・ 道路が冠水し歩行が困難なときなどは、無理して避難所に向かわず、建物の上の階への避難も検討しましょう。
- ・ 自宅を出るときには、避難先を記したメモを残しましょう。(安否確認シートの活用等)
- ・ 急傾斜地は、大雨で地盤が緩んでいる可能性があるため、十分注意しましょう。

(2) 地震



※安全な親戚や友人宅への避難も検討

☆ 避難の留意点

- 自宅倒壊や火災延焼の危険があるとき、市等から避難の指示があったときなどは、直ちに避難しましょう。
- 避難の際は余震も考慮し、ブロック塀から離れるなど身の安全を図りましょう。
- 自宅を出るときには、避難先を記したメモを残しましょう。(安否確認シートの活用等)
- 防災行政無線、松戸市安全安心メール、テレビ・ラジオなどを通じて、最新情報の入手に努めましょう。

3 支援の実施例

(1) 水害

集中豪雨などで家屋が浸水し、支援を必要としている方が取り残されている場合があります。要支援者の方は気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、早期に地域ぐるみで情報伝達、安否確認を行なう必要があります。また、状況に応じて避難所等や自宅の2階など、身の安全を確保できる場所への避難支援を行います。

例えば・・・

(避難支援例 ①)

「台風による雨がひどくなり、つい先ほど大雨洪水警報が発表された。おや？外を見ると道路の水かさも増しているようだ！障がいのある隣のAさんは状況を知っているだろうか。確認しに行ってみよう。」

(避難支援例 ②)

「集中豪雨により床上まで浸水しそうだ！高齢で足腰が悪い裏のBさんのお宅もきっと浸水しているに違いない。状況を確認して、場合によっては一緒に自主避難しよう。」



(2) 土砂災害

大雨などにより、急傾斜地が崩壊して家屋などが土砂に巻き込まれる可能性があります。要支援者の方は、気象情報や防災情報の収集が難しいほか、自力での避難が困難となることから、必要に応じて情報の伝達や避難支援を行ないます。

例えば・・・

(避難支援例)

「集中豪雨が続いている。テレビを見ていたら土砂災害警戒情報が発表された。近所の急傾斜地のそばに住んでいるひとり暮らしのCさんはこのことを知っているだろうか。あらかじめ避難できるように知らせてあげよう。」

(3) 延焼火災

火事が発生した場合には消防などが消火活動を行いますが、火災が周囲の住宅に広がる恐れがある場合、要支援者の方は火災の覚知や自力での避難が困難となることから、情報の伝達や状況に応じて避難支援を行う必要があります。

例えば・・・

(避難支援例)

「近くで住宅火災が発生した！ 今日風が強く、火災が広がる恐れがあるが、近所で寝たきりのDさんは知っているだろうか。状況を確認しよう。」



(4) 地震

大地震では、家具の転倒、家屋の倒壊などにより、要支援者の方が建物の中で負傷していたり、閉じ込められている可能性があります。また、余震に不安があったり、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることにより、避難を必要としている場合があります。要支援者の方は、自力での避難が困難となることから、安否確認や状況に応じて避難支援を行う必要があります。

例えば・・・

(避難支援例 ①)

「震度5強の地震が発生した！ 揺れがひどかったが家の損傷も少なく、避難する必要もなさそうだ。・・・おや？ 家具が倒れている！ 近所のひとり暮らしのEさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

(避難支援例 ②)

「震度7の地震が発生した！ 幸いにも自分と家族に怪我はなかったが、家が損傷した。ほかの家もひどい状況だ。近所で寝たきりFさんは大丈夫だろうか。確認しに行ってみよう。」

(安否確認後)

「Fさんは無事だったが、家が半壊し、生活ができない状態だ。周りの方にも協力してもらって一緒に避難所に行こう。」



避難所の様子 ①



避難所の様子 ②

(5) 救護・救出

ケガをしていたら応急手当をして、必要に応じて救護所等へ搬送します。
救出の必要がある場合には、複数人で支援にあたるようにします。



Q&A

避難支援者には高齢者が多いため、救出活動まで担えるか自信がないの
どうすればよいか教えて欲しい。

⇒支援内容には、①情報伝達、②安否確認・家庭訪問、③避難支援、④救護・
救出など、いくつかの種類があります。

救出活動は難しくても、情報伝達や安否確認など、**できる範囲で支援を行う
ことが大切です。**



【参考資料 1】

要支援者の留意事項

要支援者の特性や支援上の留意点をご紹介します。

避難支援体制を整備する際の参考にしてください。

【参考資料1】要支援者の留意事項

1 要介護認定者

(1) 特性

等級	特性
要支援1	日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、立ち上がりなどに何らかの支援が必要となる状態
要支援2	上記のほか、日常生活動作に低下がみられ、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	日常生活動作や認知機能の低下によって、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	日常生活動作や認知機能の低下によって、より介護が必要となる状態
要介護3	日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能となる状態

(2) 支援方法・留意点

一見して健常者に見えても、認知機能の低下が見受けられる可能性があり、また、中には環境の変化に適応しにくい方もいるため、以下の点に留意して避難支援を行う。

- 日頃から繋がりのある避難支援者などが避難支援を行うことが望ましいが、避難支援者の協力が得られない場合は、恐怖心をあおらないよう、できるだけ支援者一人に対応する。
- 動揺させないよう、慌てずに穏やかに、相手の話しを否定しないなどの配慮が必要であり、話しかける場合には、必ず相手から見える所から声掛けする。
- 注意力の低下などが見受けられる場合には、段差などに注意を払う必要がある。
- 身体機能の低下がある高齢者については、移動に車椅子やストレッチャーなどの補助具・補装具を使用する。
- 補助具がない場合や道路事情により使用できない場合は、担架等を使用する。

2 視覚障害者

(1) 特性

等級	特性
視覚障害1級	両眼の視力の和が 0.01 (30cm の距離で、7cm の大きさの文字が読める) 以下のもの 全盲 (視力ゼロで、光を感じない状態) の人も、視覚障害者のうち 20%程度いると言われている。
視覚障害2級	両眼の視力の和が 0.02 以上 0.04 以下のもの (0.03 は、30cm の距離で 2.3cm の大きさの文字が読める) 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上のもの

(2) 支援方法・留意点

- ・避難支援者が声をかけて行き先と方向を伝える。
- ・道路の段差や傾斜に注意を払う。
- ・声かけと共に、避難支援者が腕を組んだり手をつないだりして誘導する。

3 聴覚障害者

(1) 特性

等級	特性
聴覚障害2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル (電車の通るガード下) 以上のもの (両耳全ろう)

(2) 支援方法・留意点

- ・掲示板や誘導灯などで行き先や方向等を明示する。
- ・筆談による意思疎通を行う。
- ・障がいが見えから分かりづらいので、周囲に対しても聴覚障害であることをアピールする必要もある。
- ・安否確認や情報伝達は、FAXやメールの使用や対面による。

4 上肢機能障害者

(1) 特性

等級	特性
上肢機能障害1級	両上肢の機能を全廃したもの 両上肢を手関節以上で欠くもの
上肢機能障害2級	両上肢の機能の著しい障がい 両上肢のすべての指を欠くもの

(2) 支援方法・留意点

- ・ドアの開閉等、避難時に障害物を除去しにくいことがある。
- ・付き添って避難し、障害物を除去する。

5 下肢機能障害者

(1) 特性

等級	特性
下肢機能障害1級	両下肢の機能を全廃したもの 両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの
下肢機能障害2級	両下肢の機能の著しい障がい 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの

(2) 支援方法・留意点

- ・移動に車椅子やウォーカー等の補助具・補装具を使用する。
- ・補助具・補装具がない場合や道路状況により使用できない場合は、担架等を使用する。

6 体幹機能障害者

(1) 特性

等級	特性
体幹機能障害1級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
体幹機能障害2級	体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの 立ち上がるために介助や杖を必要とし、立居・座位の保持とも10分以内となる。
体幹機能障害3級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの歩行距離は100m以内

(2) 支援方法・留意点

- ・移動に車椅子やウォーカー等の補助具・補装具を使用する。
- ・補助具・補装具がない場合や道路状況により使用できない場合は、担架等を使用する。

7 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害者

(1) 特性

等級	特性
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害1級	脳性まひが多く、脳のレベルでの運動制御機能の障害によって、運動機能の発達が遅れたもの けいれん等自分の意思と関係ない異常運動が現れたり、筋肉の緊張が強く動作がぎこちなかったり、などの症状により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害2級	脳性まひが多く、脳のレベルでの運動制御機能の障害によって、運動機能の発達が遅れたもの けいれん等自分の意思と関係ない異常運動が現れたり、筋肉の緊張が強く動作がぎこちなかったり、などの症状により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの

(2) 支援方法・留意点

- ・ドアの開閉等、避難時に障害物を除去しにくいことがある。
- ・付き添って避難し、障害物を除去する。

8 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害者

(1) 特性

等級	特性
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害1級	脳性まひが多く、脳のレベルでの運動制御機能の障がいによって、運動機能の発達が遅れたもの けいれん等自分の意思と関係ない異常運動が現れたり、筋肉の緊張が強く動作がぎこちなかったり、などの症状により歩行が不可能なもの

等級	特性
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害2級	脳性まひが多く、脳のレベルでの運動制御機能の障がいによって、運動機能の発達が遅れたもの けいれん等自分の意思と関係ない異常運動が現れたり、筋肉の緊張が強く動作がぎこちなかったり、などの症状により歩行が極度に制限されるもの
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害3級	脳性まひが多く、脳のレベルでの運動制御機能の障がいによって、運動機能の発達が遅れたもの けいれん等自分の意思と関係ない異常運動が現れたり、筋肉の緊張が強く動作がぎこちなかったり、などの症状により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

(2) 支援方法・留意点

- ・移動に車椅子やウォーカー等の補助具・補装具を使用する。
- ・補助具・補装具がない場合や道路状況により使用できない場合は、担架等を使用する。

9 精神障害者

(1) 特性

等級	特性
精神障害1級	他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を足すことができない 自発的な発言が少なく、発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする場合がある 日常生活のなかでその場に適さない行動をとる場合がある

(2) 支援方法・留意点

- ・精神的な動揺が起きる場合があり、家族や知人などとの一緒に行動が望ましい。
- ・服薬により症状をコントロールする。

10 知的障害者

(1) 特性

等級	特性
知的障害A（○ A、○A-1、○ A-2、A-1、 A-2）	日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にあるもの 緊急事態等の認識が不十分な場合がある 自分の状況を説明できない場合がある

(2) 支援方法・留意点

- ・一人にせず、付き添いをするよう努める必要がある。
- ・避難支援者は努めて冷静な態度で接し本人を安心させる必要がある。
- ・状況によっては、大人2・3人で抱えての避難支援の必要がある。

11 呼吸器機能障害者

(1) 特性

等級	特性
呼吸器機能障害 1級	呼吸器の機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできない状態で、酸素呼吸器などの医療機器を利用している

(2) 支援方法・留意点

- ・移動に車椅子やストレッチャーなどの補助具・補装具を使用する使用する。
- ・補助具・補装具がない場合や道路状況により使用できない場合は、担架等を使用する。
- ・喫煙場所等の場所から距離をおく。
- ・機器によっては電源の確保が必要なので、できれば、本人や家族等と話し合い、支援方法の確認を行う。

12 小腸機能障害者

(1) 特性

等級	特性
小腸機能障害 1級	小腸の機能の障がいにより日常生活が極度に制限されるもの 栄養維持が困難となるため、心臓の近くの太い血管内に留置した管を介して栄養を摂る（中心静脈栄養法）などの状況である。

(2) 支援方法・留意点

- ・食事制限がある方が多い障がいなので、避難所に届いた食事が摂れない場合がある。
- ・できれば、本人や家族等と話し合い、支援方法の確認を行う。

1.3 難病患者

(1) 特性

等級	特性
難病患者で身体障害者手帳1・2級の方	血液透析や腹膜透析、気管切開管理、人工呼吸管理、酸素療法等を行っているものや、身体機能の障がいのため日常生活に著しい支障があると認められるもの
小児慢性特定疾病児童等のうち療養負担過重患者	小児慢性特定疾病児童等においては発達・知能指数が20以下、又は1歳以上の児童において寝たきりのものも含まれる(障がい者、要介護認定者との重複も多い)

(2) 支援方法・留意点

- ・疾患が多岐にわたり、筋力・運動機能の低下、心臓や呼吸器、消化器など内部障害、視覚障害、時差・日差変動があるなど障がいの状態も様々であり、個々の状態に合わせた支援が必要。
- ・医療機器の使用者では、状況により在宅避難となる場合もあり、家族や要支援者をよく知る関係者と協力して支援にあたる必要がある。
- ・日頃から情報共有することが望まれる。
- ・四肢の障がいにより自力での移動が困難なものも多く、移動に車いすなどが必要。
- ・四肢の障がいがなくとも内部機能障害のため体を動かすことが難しい場合もあり、身体状況を確認しながら車いす等を利用して支援を行う。
- ・視力に障がいを持つ者へは視覚障害者同様に行う。

1.4 その他配慮が必要な方

○ 外国人

(1) 特性

- ・日本語で情報を受けたり、伝達したりすることが困難な場合がある。
- ・地震や台風といった日本で発生する災害や防災の知識が不十分な場合がある。

(2) 支援方法・留意点

- ・在住外国人は、多くの場合、必要な情報が的確に伝われば避難所に自力で行くことができる。
- ・避難者への情報伝達は、日本語の理解が十分ではない外国人でも内容が把握しやすいよう、平易な言葉を使い、文字には必ずルビを振る。また、簡単な

絵を使用したり、ジェスチャーを交えることで、意思疎通が図りやすくなる。

○ 乳幼児

(1) 特性

- 欲求等を言葉で訴えることができず、生活全般で介助を必要とする。
- 社会性が芽生え、行動が活発化するが、危険を判断し、的確な行動をとることは困難で、迷子になりやすい。
- 免疫力が弱く、感染症にかかりやすく、また脱水症にもなりやすい。

(2) 支援方法・留意点

- 保護者と一緒に行動できるよう配慮が必要。また複数の乳幼児を抱える保護者が避難する場合は、支援が必要である。
- 授乳のための専用スペースや、泣き声などによる家族の心理的プレッシャーを和らげるために、育児室を避難者の就寝場所から離れた位置に設置できると良い。

○ 妊産婦

(1) 特性

- 妊娠初期は、特に流産しやすい時期であるが、外見上ではわかりにくい。また、つわりにより悪心、嘔吐、食欲不振等の症状が現れる場合もある。
- 妊娠後期は、腹部が大きくなり、足元が見えにくくなり、身動きがとりにくくなる。
- 出産後、間もない時期はホルモンバランスが著しく変化するため、精神的に不安定になりやすく、慣れない育児のため、精神的にも、身体的にも負担がかかりやすい。

(2) 支援方法・留意点

- 妊娠中、授乳中とも十分な栄養が取れるよう配慮する。
- 乳幼児と一緒に行動できるよう配慮が必要。また複数の乳幼児を抱える保護者が避難する場合は、支援が必要である。

【参考資料2】
地震発生時における
車椅子の被災状態

【参考資料2】 地震発生時における車椅子の被災状態

震度	電動車椅子	手動車椅子	車椅子なし
5弱	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子の動きは、床面振動と同じ 前輪が若干浮く 定位置からの移動はない #上半身に揺れが強く、安定しない #車体は激しく揺れるように感じるが、周囲からの観察では安定した揺れに見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 定位置から若干の移動がある。 揺れ戻しの関係からあまり動かない 	
		<ul style="list-style-type: none"> 5弱と大きな違いはない 	
5強	<ul style="list-style-type: none"> 車体は定位置から少々移動する #上半身の揺れがさらに大きくなる #車椅子ごとに倒れそうな気がする 	<p>ブレーキをかける</p> <ul style="list-style-type: none"> 車体の移動は見られない #上半身の揺れが大きくなる #床面と同じ動きなので、ブレーキをかけないときより安定感を感じる 	
6弱	<ul style="list-style-type: none"> 前輪が瞬間的に浮く 車体は左右にも揺れる 	<ul style="list-style-type: none"> 車体は定位置から大きく移動する 	立っていることは難しい
6強	<ul style="list-style-type: none"> #激しい揺れのため体重圧力が足、腰、胸にかかる（力が入る） #揺れに対応するためか、前後左右のバランスを知らずにとっている 	<ul style="list-style-type: none"> 初震時、特に大きく車体が移動する #車体の左右の動き（特に前輪の動き）により揺れのエネルギーが吸収され、人体の揺れは少ない #倒れる感じはしない #車椅子の移動に不安を感じる 	立っていただけず、這わないと動けない
7	<ul style="list-style-type: none"> 車体は激しく揺れ、前後左右に軽く浮く 車椅子が転倒したり、飛ぶことはない #体の揺れがかなり激しい（無人の場合） 車体の転倒はない 定位置から、大きな移動もない 	<p>ブレーキをかける</p> <ul style="list-style-type: none"> 車体の移動は少ない #踏ん張ろうという意識が働く <ul style="list-style-type: none"> 定位置からの移動は大きい #倒れるという感じはしない（無人の場合） 倒れないが、大きく移動する 車椅子が飛ぶということはない 	<p>【立位】</p> <p>立ってられない。首都直下地震では、足下をすくわれる座り込んで何かにつかまるのがやっと。揺れの間は、机の下にもぐることも大変</p> <p>【臥位】</p> <p>揺れているときは、立てない座位まで起き上がり、物につかまることがやっとできる</p>

(注) 1 当実験は、床面が水平状態で実施された起震装置による実験結果。被験者は身体障害者ではない。床面が傾斜した場合や、家具などが転倒した状況のデータは取れていない。

2 「・」は車椅子の状態を表し、「#」は乗っている人の状態を表す。

東京都：災害時要援護者防災行動マニュアル作成のための指針（平成25年2月改訂版）より抜粋

【参考資料3】 避難支援プラン

避難支援プラン（個別計画）

記入者		作成日		年 月 日		
要	(ふりがな)			電 話		
	氏 名			F A X		
支	住 所			携 帯		
	(町会・自治会名)			メー ル		
援	生 年 月 日	M・T・S・H	年 月 日	年 齢	歳	性 別 男・女
者	区 分	1. 要介護3・4・5認定者 2. 障がいがある 3. 高齢（65歳以上）で一人暮らし 4. その他、支援の必要な人(具体的に)				
配慮しなくてはならない事項 ※あてはまるものに☑してください		1. 基本的留意事項について <input type="checkbox"/> 要介護（級） <input type="checkbox"/> 要支援（級） <input type="checkbox"/> 手帳所持（手帳）（級） <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞こえにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> 避難勧告など出た場合に情報を伝えてほしい <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着している <input type="checkbox"/> 人工透析をしている				
		2. コミュニケーションについて <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> 大きな声で話してほしい <input type="checkbox"/> 筆談 <input type="checkbox"/> 絵カード・写真 <input type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> どんな手段を用いても理解できない <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		3. 避難する時の介助・持出品について <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 支えが必要 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器所持 <input type="checkbox"/> 車椅子所持 <input type="checkbox"/> 持出品（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）				
		4. 家族構成について <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる世帯 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
治療中の病気等		服用中の医薬品名				
かかりつけ病院 担当医（電話番号）						
特記事項 (定期的に外出する予定など補装具、医療や介護に必要な器具等)						

緊急連絡先①	氏名		電話	
			FAX	
	住所		携帯	
			メール	
本人との関係				
緊急連絡先②	氏名		電話	
			FAX	
	住所		携帯	
			メール	
本人との関係				
避難支援者①	氏名(団体名)		電話	
			FAX	
	住所		携帯	
			メール	
避難支援者②				
避難支援者②	氏名(団体名)		電話	
			FAX	
	住所		携帯	
			メール	
避難所等情報 ※避難所までの経路図を作成する	※位置・経路・搬送方法(徒歩・車いす等)・移動するまでの注意事項・避難所生活での注意事項(食物アレルギーなど)等			
自宅のハザード情報	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> その他()			
ケアマネージャー	事業者名		担当者	
	住所		連絡先	

※ 本書を市に提出する必要はございません。地域での支援活動にお役立てください。

作成例

記入者		例) 松本 武 (町会長)	作成日	R3年12月11日			
要	(ふりがな)	やなぎ しんたろう		電 話	047-×××-〇〇〇〇		
	氏 名	柳 慎太郎		F A X	なし		
支	住 所	松戸市松戸〇-〇〇		携 帯	なし		
	(町会・自治会名)	〇〇町会		メー ル	なし		
援	生 年 月 日	M・T・S・日	9年 9月 9日	年 齢	24歳	性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男・女
者	区 分	1. 要介護3・4・5認定者 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 障がいがある 3. 高齢(65歳以上)で一人暮らし 4. その他、支援の必要な人(具体的に)					
配慮しなくてはならない事項 ※あてはまるものに <input checked="" type="checkbox"/> してください		<p>1. 基本的留意事項について</p> <input type="checkbox"/> 要介護(級) <input type="checkbox"/> 要支援(級) <input checked="" type="checkbox"/> 手帳所持(精神障害者福祉手帳)(1級) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞こえにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input checked="" type="checkbox"/> 避難勧告など出た場合に情報を伝えてほしい <input type="checkbox"/> 人工呼吸器を装着している <input type="checkbox"/> 人工透析をしている <p>2. コミュニケーションについて</p> <input type="checkbox"/> 特に問題はない <input type="checkbox"/> 大きな声で話してほしい <input checked="" type="checkbox"/> 筆談 <input checked="" type="checkbox"/> 絵カード・写真 <input checked="" type="checkbox"/> ジェスチャー <input type="checkbox"/> どんな手段を用いても理解できない <input type="checkbox"/> その他() <p>3. 避難する時の介助・持出品について</p> <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 支えが必要 <input type="checkbox"/> 杖・歩行器所持 <input type="checkbox"/> 車椅子所持 <input type="checkbox"/> 持出品() <input type="checkbox"/> その他() <p>4. 家族構成について</p> <input type="checkbox"/> ひとり暮らし <input type="checkbox"/> 日中ひとり <input type="checkbox"/> 高齢者のみ <input type="checkbox"/> 障がい者のみ <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 高齢者と障がい者のみの世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる世帯 <input checked="" type="checkbox"/> その他(障がい者がいる世帯)					
治療中の病気等		自閉症		服用中の医薬品名			
かかりつけ病院 担当医(電話番号)		▽▽病院 担当医 上本 住所 松戸市北松戸〇〇 Tel 047-000-0000					
特記事項 (普段いる部屋、 定期的に外出する 場所や回数など)		<p>着替えなどの簡単な行動は自分でできる。</p> <p>父(裕)は平日朝から夜まで仕事しており、母(由美)は平日の午前中は近所のスーパーでパートをしている。</p> <p>家族以外の人と話すのは緊張してしまう。定期的に話している人とは多少話せる。</p> <p>週に1、2回ほど土・日曜日に〇〇ネットワークにて地域交流をしている。</p> <p>団体名 〇〇ネットワーク 住所 松戸市北小金△ Tel 047-000-0000</p>					

緊急連絡先①	氏名	柳 裕	電話	047-△△△-□□□□
			FAX	同上
	住所	松戸市松戸〇-〇〇	携帯	090-〇〇〇〇-××××
			メール	記載なし
本人との関係	父			
緊急連絡先②	氏名	柳 由美	電話	047-△△△-□□□□
			FAX	なし
	住所	松戸市松戸〇-〇〇	携帯	080-□□□□-△△△
			メール	記載なし
本人との関係	母			
避難支援者①	氏名(団体名)	両親	電話	
			FAX	
	住所	同上	携帯	
			メール	
避難支援者②	氏名(団体名)	A	電話	なし
			FAX	なし
	住所	松戸市松戸〇-〇〇	携帯	090-〇〇〇〇-××××
			メール	AAAA@gmail.com
避難所情報 ※避難所までの経路図を作成する	<p>※位置・経路・搬送方法(徒歩・車いす等)・移動するまでの注意事項・避難所生活での注意事項(食物アレルギーなど)等</p> <p>誘導方法：①慎太郎さんのみの場合 普段から交流のある隣人Aが様子を見に行く。 母が来るまで待機するかを家族、Aと相談する必要あり</p> <p>②慎太郎さんと母のみの場合 二人で避難所に向かうことはできない場合もある。 あらかじめAと相談をしていく。</p> <p>③慎太郎さんと両親がいる場合 基本的には、自力で避難所まで向かう 避難所：〇〇市民センター若しくは△△小学校 避難経路：自宅→〇〇信号を左折→〇〇交差点を左折→直進</p>			
自宅のハザード情報	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> その他()			
ケアマネージ	事業者名	〇〇園ケアプランセンター	担当者	飯野 優(いの ゆう)
	住所	松戸市松戸△△	連絡先	047-000-0000

【参考資料4】

避難場所・避難所一覽

避難場所・避難所一覧

No	施設名	所在地	種別
1	本土寺	平賀 63	避難場所
2	新松戸中央公園	新松戸 6-22	避難場所
3	東漸寺	小金 359-1	避難場所
4	ユーカリ交通公園	小金原 1-25	避難場所
5	小金原公園	小金原 6-10	避難場所
6	栗ヶ沢公園	小金原 8-26	避難場所
7	金ヶ作公園	常盤平 3-27	避難場所
8	21世紀の森と広場	千駄堀 269	広域避難場所
9	松戸運動公園	上本郷 4434	避難場所
10	六実中央公園	六高台 3-142	避難場所
11	陸上自衛隊松戸駐屯地	五香六実 17	避難場所
12	八柱霊園	田中新田 48-2	広域避難場所
13	東部クリーンセンター	高塚新田 352	避難場所
14	柿ノ木台公園	二十世紀が丘柿の木町 99	避難場所
15	千葉大学園芸学部	松戸 648	広域避難場所
16	松戸中央公園	岩瀬 487-1	避難場所
17	江戸川河川敷	市内流域部分	広域避難場所
18	小金北小学校	殿平賀 270	避難場所/収容避難所
19	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	避難場所/収容避難所
20	小金小学校	小金 355	避難場所/収容避難所
21	小金北中学校	幸田 206	避難場所/収容避難所
22	小金南中学校	小金清志町 1-16-1	避難場所/収容避難所
23	旧根木内東小学校	根木内 598	避難場所
24	根木内小学校	小金原 2-3	避難場所/収容避難所
25	貝の花小学校	小金原 8-10	避難場所/収容避難所
26	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	避難場所/収容避難所
27	根木内中学校	小金原 1-30	避難場所/収容避難所
28	栗ヶ沢中学校	小金原 9-25	避難場所/収容避難所
29	金ヶ作小学校	金ヶ作 317	避難場所/収容避難所
30	高木小学校	金ヶ作 120	避難場所/収容避難所
31	常盤平第一小学校	常盤平 7-1	避難場所/収容避難所
32	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	避難場所/収容避難所
33	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25-1	避難場所/収容避難所
34	牧野原小学校	牧の原 435-1	避難場所/収容避難所
35	松飛台小学校	五香西 4-22-1	避難場所/収容避難所
36	松飛台第二小学校	松飛台 59	避難場所/収容避難所
37	金ヶ作中学校	金ヶ作 341-15	避難場所/収容避難所

38	第六中学校	千駄堀 1341	避難場所/収容避難所
39	常盤平中学校	常盤平 7-25	避難場所/収容避難所
40	牧野原中学校	五香西 4-39-1	避難場所/収容避難所
41	第四中学校	五香西 1-6-1	避難場所/収容避難所
42	県立松戸国際高等学校	五香西 5-6-1	避難場所/収容避難所
43	六実小学校	六高台 4-131	避難場所/収容避難所
44	六実第二小学校	六実 2-34-1	避難場所/収容避難所
45	六実第三小学校	六高台 3-141	避難場所/収容避難所
46	高木第二小学校	五香 4-18-1	避難場所/収容避難所
47	六実中学校	六高台 5-166-1	避難場所/収容避難所
48	県立松戸六実高等学校	六高台 5-150-1	避難場所/収容避難所
49	クリーンセンター(体育館)	高柳新田 37	避難場所/収容避難所
50	河原塚小学校	河原塚 47-1	避難場所/収容避難所
51	東部小学校	高塚新田 382-1	避難場所/収容避難所
52	梨香台小学校	高塚新田 512-13	避難場所/収容避難所
53	河原塚中学校	河原塚 190	避難場所/収容避難所
54	第五中学校	高塚新田 380	避難場所/収容避難所
55	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	避難場所/収容避難所
56	東松戸小学校	紙敷 1-19-1	避難場所/収容避難所
57	県立松戸南高等学校	紙敷 1199	避難場所/収容避難所
58	県立松戸向陽高等学校	秋山 682	避難場所/収容避難所
59	東部スポーツパーク体育館	高塚新田 427	避難場所/収容避難所
60	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町 111	避難場所/収容避難所
61	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32	避難場所/収容避難所
62	矢切小学校	中矢切 540	避難場所/収容避難所
63	第二中学校	小山 685	避難場所/収容避難所
64	柿ノ木台公園体育館	松戸 594-7	避難場所/収容避難所
65	上本郷小学校	上本郷 3620	避難場所/収容避難所
66	上本郷第二小学校	上本郷 2677	避難場所/収容避難所
67	寒風台小学校	松戸新田 316-25	避難場所/収容避難所
68	松ヶ丘小学校	松戸新田 159	避難場所/収容避難所
69	稔台小学校	稔台 2-36-1	避難場所/収容避難所
70	相模台小学校	岩瀬 434-2	避難場所/収容避難所
71	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1085	避難場所/収容避難所
72	第一中学校	岩瀬 587	避難場所/収容避難所
73	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1338-1	避難場所/収容避難所
74	専修大学松戸高校	上本郷 2-3621	避難場所/収容避難所
75	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	避難場所/収容避難所

76	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	避難場所/収容避難所
77	北部小学校	根本 217	避難場所/収容避難所
78	中部小学校	松戸 2062	避難場所/収容避難所
79	南部小学校	小山 148	避難場所/収容避難所
80	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	避難場所/収容避難所
81	日本大学松戸歯学部	栄町西 2-870-1	避難場所/収容避難所
82	幸谷小学校	幸谷 212-2	避難場所/収容避難所
83	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎 3-3-1	避難場所/収容避難所
84	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	避難場所/収容避難所
85	第三中学校	馬橋 2080	避難場所/収容避難所
86	県立松戸高等学校	中和倉 590-1	避難場所/収容避難所
87	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	避難場所/広域避難場所 /収容避難所
88	新松戸西小学校	小金 1180	避難場所/収容避難所
89	新松戸南小学校	新松戸 6-301	避難場所/収容避難所
90	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	避難場所/収容避難所
91	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	避難場所/収容避難所
92	旭町小学校	旭町 1-20-2	避難場所/収容避難所
93	小金中学校	新松戸北 2-16-11	避難場所/広域避難場所 /収容避難所
94	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	避難場所/収容避難所
95	旭町中学校	旭町 1-150	避難場所/収容避難所
96	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	避難場所/広域避難場所 /収容避難所
97	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	避難場所/収容避難所
98	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	収容避難所
99	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	収容避難所
100	小金原体育館	小金原 6-4-1	収容避難所
101	小金原市民センター	小金原 6-6-2	収容避難所
102	常盤平市民センター	常盤平 3-30	収容避難所
103	八柱市民センター	牧の原 1-193-6	収容避難所
104	松飛台市民センター	松飛台 210-2	収容避難所
105	五香市民センター	五香 2-35-5	収容避難所
106	常盤平体育館	常盤平松葉町 1-3	収容避難所
107	六実市民センター (別館含む)	六高台 3-71	収容避難所
108	東部市民センター	高塚新田 494-9	収容避難所
109	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町 2	収容避難所
110	総合福祉会館	上矢切 299-1	収容避難所
111	和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷 1360	収容避難所

38	第六中学校	千駄堀 1341	避難場所/収容避難所
39	常盤平中学校	常盤平 7-25	避難場所/収容避難所
40	牧野原中学校	五香西 4-39-1	避難場所/収容避難所
41	第四中学校	五香西 1-6-1	避難場所/収容避難所
42	県立松戸国際高等学校	五香西 5-6-1	避難場所/収容避難所
43	六実小学校	六高台 4-131	避難場所/収容避難所
44	六実第二小学校	六実 2-34-1	避難場所/収容避難所
45	六実第三小学校	六高台 3-141	避難場所/収容避難所
46	高木第二小学校	五香 4-18-1	避難場所/収容避難所
47	六実中学校	六高台 5-166-1	避難場所/収容避難所
48	県立松戸六実高等学校	六高台 5-150-1	避難場所/収容避難所
49	クリーンセンター(体育館)	高柳新田 37	避難場所/収容避難所
50	河原塚小学校	河原塚 47-1	避難場所/収容避難所
51	東部小学校	高塚新田 382-1	避難場所/収容避難所
52	梨香台小学校	高塚新田 512-13	避難場所/収容避難所
53	河原塚中学校	河原塚 190	避難場所/収容避難所
54	第五中学校	高塚新田 380	避難場所/収容避難所
55	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	避難場所/収容避難所
56	東松戸小学校	紙敷 1-19-1	避難場所/収容避難所
57	県立松戸南高等学校	紙敷 1199	避難場所/収容避難所
58	県立松戸向陽高等学校	秋山 682	避難場所/収容避難所
59	東部スポーツパーク体育館	高塚新田 427	避難場所/収容避難所
60	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木町 111	避難場所/収容避難所
61	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32	避難場所/収容避難所
62	矢切小学校	中矢切 540	避難場所/収容避難所
63	第二中学校	小山 685	避難場所/収容避難所
64	柿ノ木台公園体育館	松戸 594-7	避難場所/収容避難所
65	上本郷小学校	上本郷 3620	避難場所/収容避難所
66	上本郷第二小学校	上本郷 2677	避難場所/収容避難所
67	寒風台小学校	松戸新田 316-25	避難場所/収容避難所
68	松ヶ丘小学校	松戸新田 159	避難場所/収容避難所
69	稔台小学校	稔台 2-36-1	避難場所/収容避難所
70	相模台小学校	岩瀬 434-2	避難場所/収容避難所
71	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1085	避難場所/収容避難所
72	第一中学校	岩瀬 587	避難場所/収容避難所
73	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1338-1	避難場所/収容避難所
74	専修大学松戸高校	上本郷 2-3621	避難場所/収容避難所
75	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	避難場所/収容避難所

【参考資料5】

防災情報の入手等について

災害情報の入手方法について一例をご紹介します。
日ごろから登録や体験利用をしておくことで、
いざというときに備えることができます。

災害時には積極的な情報収集を心掛け、 正しい情報を確認しましょう

防災行政無線

松戸市では、災害情報などの重要な情報を配信する手段の1つとして、

「**防災行政無線**」を使用しています。

災害時、防災行政無線を使って、避難情報（高齢者等避難、避難指示等）や避難所開設情報などを配信しています。

※平時は、毎日夕方に放送している定時放送（よい子の放送）や徘徊高齢者等の情報を発信しています。



防災行政無線音声自動応答

家の中にいるときや周辺の環境などによっては防災行政無線で配信した放送内容が聞き取りづらいことがあるため、専用のフリーダイヤルに電話すると放送内容が音声で確認できるサービスを行っています。

放送がよく聞こえなかったときや、もう一度確認したいときは、下記の電話番号までご連絡ください。携帯電話に登録しておくとお便利です。

放送内容を無料で電話確認（フリーダイヤル）



0800-800-9366

松戸市の公式ホームページにも放送内容を公表しておりますので、QRコードを読み込んでサイトにアクセスしてください。

防災行政無線放送内容確認QRコード →

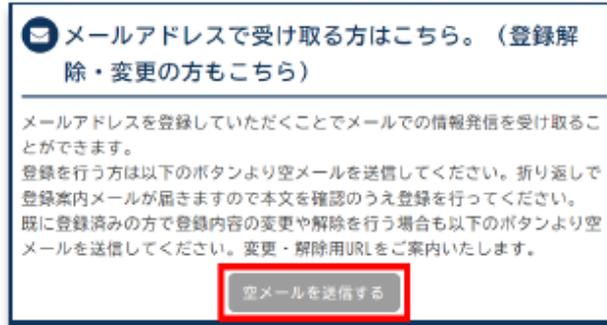


※毎日夕方に放送している定時放送には対応していません。

まつどしあんぜんあんしん 松戸市安全安心メール

災害・不審者・犯罪などの情報を、事前に登録した携帯電話のメールにお知らせするメール配信サービスです。メールの内容は避難情報や避難所開設情報などの災害時の緊急情報も配信します。

登録サイトにアクセスして空メール送信



- ①下記のQRコードを読み込んでサイトにアクセス
- ②「空メールを送信する」をクリックするとメール作成画面が開く
- ③件名、本文に何も書かず、そのまま送信、QRコードの読み取りができない場合は下記のURL(アドレス)を入力してください。



<https://plus.sugumail.com/usr/matsudo/home> (スマホ)

<https://plus.sugumail.com/m/matsudo/home> (フィーチャーフォン)

空メールを直接送る際は、次のメールアドレスに送信してください。

登録用空メールアドレス t-matsudo@sg-p.jp

※ 迷惑メールを設定されている方は、事前に“sg-m.jp”のドメインからの受信を許可するように設定してください。

さいがいじぼうさいじょうほう 災害時防災情報テレフォン・FAXサービス

災害時に避難情報や避難所開設情報などを固定電話や携帯電話(スマートフォン、フィーチャーフォン)、FAXに配信するサービスです。

申込方法は申込書を危機管理課窓口、各支所、各市民センター等公共施設にて受領するか、市公式ホームページからダウンロードして必要事項を記載し、危機管理課まで持参、郵送、FAXで提出、または、松戸市オンライン申請システムから申し込みをしてください。

市公式ホームページ(上記サービス)



市オンライン申請システム



たまつどし じょうほうはっしんしゅだん その他松戸市からの情報発信手段

きんきゅうそくほう 緊急速報メール(エリアメール)サービス

ひさい おそ 被災の恐れのあるエリアにいる方の携帯電話に、いっせい はいしん 一斉にメールを配信するサービスです。たいしやう 対象のエリアにいれば、とうろくとう ふよう つうしんりやうとう むりやう じゅしん 登録等は不要、通信料等も無料で受信することができます。(※でんぱじやうきやう けいたいでんわ きしゆ せっていとう じゅしん 電波状況や携帯電話の機種・設定等によっては受信できない場合があります。)

しこうしき 市公式ホームページ



まつどしこうしき きゆう 松戸市公式X(旧 Twitter)



しこうしき 市公式Facebook



ほうさいそくほう Yahoo! 防災速報

「Yahoo!防災速報」を活用した「自治体からの緊急情報」を配信しています。スマートフォンでアプリをダウンロードし、きよじゆうちいき せってい さいがい 居住地の設定を行うことで、災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、その地域の避難情報や避難所開設情報などを受信できます。

Yahoo! 防災速報アプリQRコード →



こうほうしゃ こうほう 広報車による広報

とうかつ かつしか ぼうさいじやうほう も じじやうほうていきやう ゆうしやう
(株)ジェイコム東葛・葛飾による防災情報サービス、文字情報提供サービス(有償)

ほうさい ちば防災メール (参考:千葉県防災ポータルサイト)

とうろく けいほうとう はいしんないやう おく
登録をすれば警報等の配信内容が送られてきます。

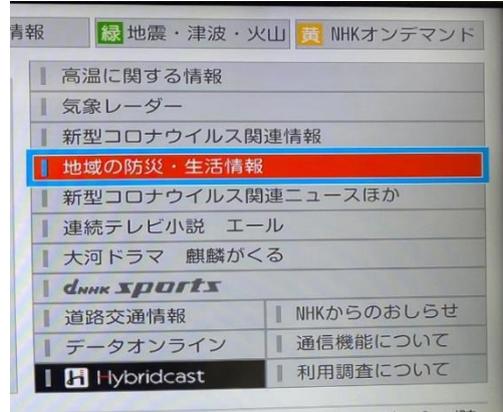
- してい きしやうけいほう ちゆういほう
指定エリアにおける気象警報・注意報
- してい しんど いじやう していしんど じしんじやうほう
指定エリアにおける震度3以上の指定震度の地震情報
- ちばけんない はつれい つなみじやうほう
千葉県内に発令された津波情報
- してい どしやさいがいけいかいじやうほう かん じやうほう
指定エリアにおける土砂災害警戒情報に関する情報
- ちばけん はつびやう たつまきちゆういじやうほう
千葉県に発表された竜巻注意情報
- しゆうかんでんきよほう
週間天気予報
- けん し
県からのお知らせ

「ちば防災メール」のページ QR コード →



NHKのデータ放送 (dボタン)

- ①チャンネルをNHKに合わせる(1CH)
- ②リモコンの「dボタン」を押す
- ③「地域の防災・生活情報」を選択



災害伝言ダイヤル

(NTT提供サービス)

本国内で震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に録音・再生ができます

【伝言の登録】

ダイヤル 171 の後に **1** を押してください

※自宅の電話番号を市外局番からダイヤル

例:「〇〇です。家族は全員無事。△△避難所にいます。」

(伝言内容30秒以内)



【伝言の再生】

ダイヤル 171 の後に **2** を押してください

※連絡を取りたい相手の電話番号を市外局番からダイヤル



登録されたメッセージを聞くことができます

【体験利用することができます】

- 毎月1日、15日 0時～24時
- 1月1日～1月3日 0時～24時
- 防災とボランティア週間 1月15日 9時～1月21日 17時
- 防災週間 8月30日 9時～9月5日 17時

問 松戸市総務部危機管理課 ☎366-7309 FAX368-0202
mckikikanri@city.matsudo.chiba.jp

【その他の松戸市からの情報発信手段】

☆(株)ジェイコム東葛・葛飾による防災情報サービス

市が発信する防災行政用無線の内容を、ケーブルテレビ回線を利用し、専用端末で聞くことができます。

☆(株)ジェイコム東葛・葛飾によるケーブルテレビ文字情報提供サービス

(株)ジェイコム東葛・葛飾によるケーブルテレビをご覧の際に、松戸市からのお知らせがあった場合には、その内容をテロップ（文字）で確認することができます。

☆緊急速報メール（エリアメール）サービス

被災の恐れのあるエリアにいる方の携帯電話に、一斉にメールを配信するサービスです。

対象のエリアにいれば、登録等は不要で、通信料等も無料で受信することができます。

（※電波の状況や、携帯電話の機種・設定等によっては受信できない場合があります。）

☆松戸市公式ホームページ <http://www.city.matsudo.chiba.jp/>

☆松戸市公式 Twitter https://twitter.com/matsudo_city

☆松戸市公式 Facebook <https://ja-jp.facebook.com/city.matsudo>

☆広報車による広報

【参考資料6】

小金原要配慮者支援マニュアル

(改訂版)

令和2年度松戸市協働事業「災害時要配慮者支援事業」として、松戸市と小金原地区会防災部が作成したものです。市内における先進的な取組となっておりますので、ぜひ参考にしてください。

(資料集は割愛しておりますのでご了承ください)

令和2年度松戸市協働事業
「災害時要配慮者支援事業」

小金原要配慮者支援 マニュアル —改訂版—

小金原要配慮者支援会議
令和3年3月

目次

第1章 総論

1	小金原要配慮者支援マニュアルについて	53
(1)	マニュアルの目的・活用	53
(2)	マニュアルの内容・範囲	53
2	要配慮者支援の基本的な考え方	53
3	避難行動の流れ	55
4	要配慮者支援の概要・状況別移送検討項目	55

第2章 平時の取り組み

1	安否確認体制の構築	57
(1)	「班」を主体とした安否確認要領の作成	57
(2)	要配慮者名簿及びマップの作成	57
(3)	要配慮者班の設置	57
(4)	町会・自治会と民間事業所の連携体制の構築	58
(5)	地域包括支援センター・ケアマネジャーの協力	58
2	避難所での要配慮者支援の準備	58
(1)	要配慮者の受け入れ先等の確認	58
(2)	収容避難所（福祉避難室）での準備	58
(3)	福祉避難所での準備	59
3	在宅要配慮者支援の準備	60
(1)	在宅要配慮者のニーズ等の把握要領の作成	60
(2)	災害時の医療・福祉等の支援方法の確認	60
(3)	全戸調査実施要領の作成	60
(4)	非常用電源の確保と把握	60
4	小金原DWA Tの編成	61
(1)	小金原DWA T編成の目的	61
(2)	小金原DWA Tの人員の確保	61
(3)	小金原DWA Tの編成・運用	62
5	会議・訓練の実施	63
(1)	小金原要配慮者支援会議の実施	63
(2)	地域のネットワーク作り	63
(3)	訓練・研修の実施	63

第3章 災害時の取り組み

1	発災直後から発災1日目の活動	64
(1)	小金原地域における要配慮者支援の開始	64
(2)	安否確認の実施	64
(3)	医療処置が必要な人の対応	64
(4)	避難所（福祉避難室）の設営	64
(5)	福祉避難所の開設準備	65
(6)	小金原DWA Tの編成開始	65
2	発災1日目から発災3日目以降の活動	65
(1)	安否確認情報の整理・報告	65
(2)	福祉避難室での要配慮者支援	65
(3)	福祉避難所での要配慮者支援	66
(4)	在宅要配慮者のニーズ調査・各種支援	67
(5)	小金原DWA Tの活動	67
(6)	全戸調査実施の準備	68

3	発災から3日以降・1週間、長期化する場合の活動	68
(1)	安否確認情報の整理・報告・被災エリア全戸調査の開始	68
(2)	福祉避難室での要配慮者支援	69
(3)	福祉避難所での要配慮者支援	70
(4)	在宅要配慮者のニーズ調査・各種支援	71
(5)	小金原DWA Tの活動	71

第1章 総論

1 小金原要配慮者支援マニュアルについて

(1) マニュアルの目的・活用

- 災害時に避難所や自宅で困難な生活を強いられる人の多くは要配慮者(※)と呼ばれる者であることから、小金原地域全体で地域内の要配慮者支援を行えるように、本マニュアルを作成した。
- 本マニュアルは、小金原地区会防災部により地域内に拡大し、各団体での要配慮者支援の体制作り活用する。逐次具体化された事項や変更・更新があった内容は、最新の状態に更新・修正する。

※ 要配慮者とは・・・

災害対策基本法では、「高齢者・障害者・乳幼児・その他特に配慮を要する者」と規定され、避難する時や避難所で生活するときに、福祉的な支援が必要な方を要配慮者という。

本マニュアルでは、要配慮者を「75歳以上独居・要介護高齢者・認知症・障害者・乳幼児・妊婦・その他明らかに配慮が必要な人」として、各種対策を記載する。

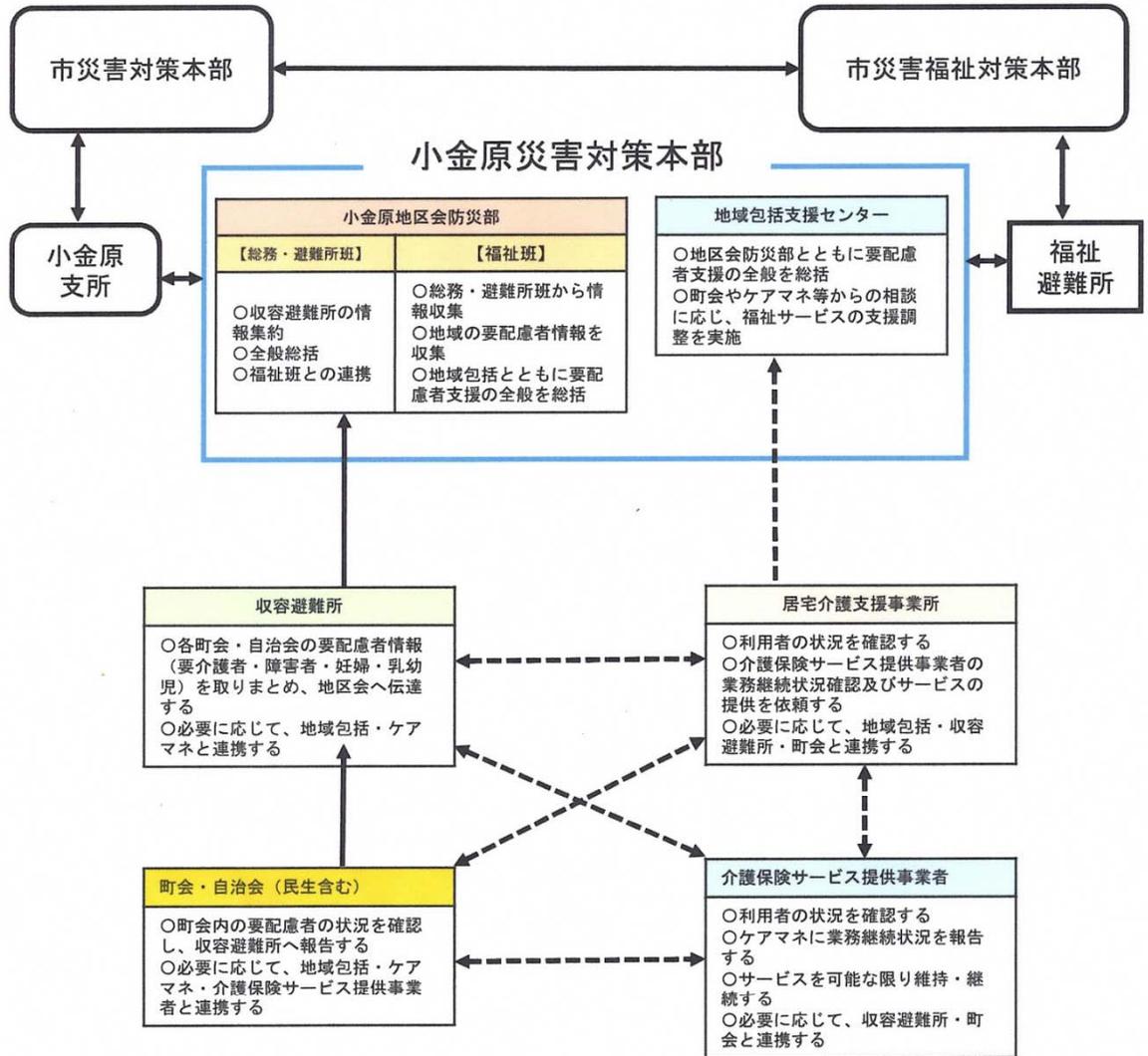
(2) マニュアルの内容・範囲

- 本マニュアルは、発災直後から外部からの支援が入るまでの間を小金原地域内で乗り越えるために、地域内に所在する各種団体・組織が実施すべき内容を平時と災害時に分けて具体的に示した。

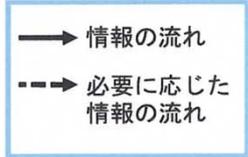
2 要配慮者支援の基本的な考え方

- 平時より、小金原地区会防災部を中心に、町会・自治会、民生児童委員、地域包括支援センター、福祉・医療事業所等が連携し、要配慮者に関する情報の共有を図り、地域全体で要配慮者支援に取り組む。
- 災害発生時は、小金原地区会防災部を中心とした小金原災害対策本部を小金原市民センター内に設置し、小金原地域の災害対応の全般を総括する。
- 平時と災害時において区切りのない（フェーズフリー）視点で支援方法について考えていく。

(災害時の要配慮者支援に関わる情報の流れ)

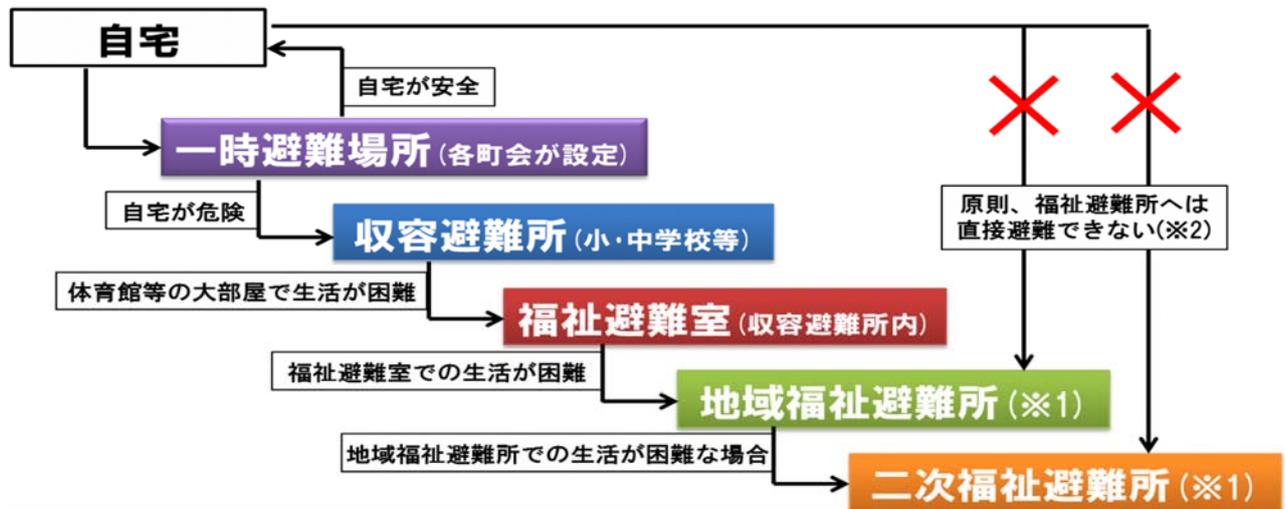


- ☆地区会防災部総務・避難所班は収容避難所の情報を集め、小金原地域の全般総括を行う
- ☆地区会防災部福祉班は、総務・避難所班や地域からの要配慮者の情報を収集し、地域包括支援センターとともに要配慮者支援の全般を総括する
- ☆地域包括は、地区会防災部とともに要配慮者支援の全般を総括する
- ☆収容避難所は、各町会・自治会の要配慮者情報を取りまとめ、地区会へ伝達する
- ☆町会・自治会は、町会内の要配慮者の状況を確認し、収容避難所へ報告する



3 避難行動の流れ

○ 災害発生時は、原則、以下の流れに沿って避難行動を行う。



※1 福祉避難所とは・・・

- 要介護認定者や障害者など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。一般の避難者は避難できない。
- 福祉避難所には、介助を行う家族等(主な介助者のみ)も一緒に避難することができる。
- 開設準備に時間を要することから、発災後すぐには開設しない。まずは収容避難所での要配慮者支援を行う。
- 地域福祉避難所(発災後48時間を基準に開設)⇒小金原市民センター、小金原老人福祉センター
- 二次福祉避難所(発災後72時間を基準に開設)⇒マーシヒル、リバーサイド・ヴィラ、松戸特別支援学校

※2 要介護度が高い方などの明らかに福祉避難所での支援が必要な要配慮者については、適切な支援の方法を判断し、福祉避難所が開設され次第、自宅から直接避難するなどの対応を行う。

4 要配慮者支援の概要・状況別移送検討項目

○ 要配慮者支援に際しての、各団体・組織の取組事項の概要

小金原 DWAT : P9 参照

時期	町会	避難所	福祉避難所	民間事業所	小金原 DWAT
平時	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認体制の構築 ・要配慮者の名簿及びマップの作成 ・町内会の要配慮者支援を行う組織の設置 ・在宅要配慮者への支援方法の決定 ・関係諸団体との連携 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の要配慮者の受け入れ先等の確認 ・避難所における要配慮者支援を行う組織の設置 ・福祉避難室の設定 ・避難所で使用する物品準備 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の要配慮者の受け入れ先等の確認 ・福祉避難所運営組織の確認 ・福祉避難所レイアウト ・受け入れ手順書の作成 ・福祉避難所で使用する物品の準備 ・訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が属している町会との連携 ・利用者の災害時の行動把握 ・避難行動要支援者名簿登録の働きかけ ・町会や避難所の訓練への参加とアドバイス ・要配慮者支援に関する研修会への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の募集 ・チームの編成 ・運用要領の検討 ・訓練の実施
発災直後～ 発災 1 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認の実施 ・一時避難場所での要配慮者の整理 ・医療処置が必要な人の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営メンバーによる避難所の開設 ・福祉避難室の設置 ・避難所利用者名簿等への記入 ・小金原支所への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の被害状況を市へ報告 ・福祉避難所開設準備 ・一般住民への避難所への案内 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安否確認 ・サービス提供事業者との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム編成開始
発災 1 日目～ 発災 3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の整理と避難所への報告 ・関係諸団体との連携 ・在宅要配慮者のニーズ調査と各種支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者班の設置 ・避難所の要配慮者の状況調査 ・福祉避難所への移送候補者の選定 ・各種支援の実施 ・関係諸団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設準備完了次第、福祉避難所を開設 ・福祉避難所運営組織の立ち上げ ・市への報告 ・関係諸団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会や避難所との連携による利用者の安否確認 ・町会や避難所からの支援要請への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動開始 ・町会や避難所からの要請に応じて支援活動を実施
発災から 3 日以降・1 週間、長期化する 場合	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報の整理と避難所への報告 ・関係諸団体との連携 ・在宅要配慮者のニーズ調査と各種支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者班の運用 ・福祉避難所への移送実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営 ・受け入れ状況など福祉避難所運営組織による市への報告 ・関係諸団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な活動

○ 要配慮者支援に際しての、災害救助フィールドごとの取り組み

	自宅、高齢者介護施設・障害者施設等	避難所	福祉避難所
平時	<ul style="list-style-type: none"> 町会及び介護・医療事業者による要配慮者の同定 電源必要者に対する電源確保準備 	上記の表のとおり	上記の表のとおり
発災～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> 町会、施設職員による安否確認 町会、住民による傷病者救助活動 傷病者の応急処置と救護所への搬送 電源必要者の電源確保 自宅にいることが危険な要配慮者の避難所への誘導 自宅にいて安全な要配慮者の安全確保 自宅死亡者の安置、遺体保管 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所開設 エマジン（救急蘇生）セット 医薬品確保 電源確保 集団感染予防対策 避難者の中の要配慮者の同定 避難者の中の医療・介護専門職の同定 傷病者の応急処置と救護所への搬送 要配慮者の福祉避難所移送準備 	
24～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> 小金原災害対策本部による、小金原エリア全体に対する在宅避難者支援指揮系統の確立 DWAT および訪問看護連絡協議会、居宅介護支援事業所などによる巡回支援体制の確立 疾病発症者応急処置と救護所搬送 透析必要者の透析可能場所への移送 施設内集団感染予防対策、破傷風対策等 自宅・施設内死亡者の安置、遺体保管 自動車電源用ガソリン確保 広範かつ甚大な被災の場合、ローラー作戦による全戸被災要配慮者調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部との安定的連絡方法確立 避難所内運営委員会の定期開催確立 飲料水・食料確保 避難者のなかの医療・介護専門職ボランティアチームによる避難所内支援実施 疾病発症者応急処置と救護所搬送 透析必要者の透析可能場所への移送 自家発電用燃料確保 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所開設 市災害対策本部との安定的連絡方法確立 避難所内運営委員会の定期開催確立 医薬品確保、飲料水・食料確保 電源確保 疾病発症者応急処置と救護所搬送 透析必要者の透析可能場所への移送 福祉避難所内介護体制確保 集団感染予防対策 病院退院要配慮者の受け入れ 福祉避難所死亡者の安置、遺体保管 自家発電用燃料確保
3日～ 7日	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水・食料確保 巡回医療体制(JMAT等)の確保 DWAT および訪問看護連絡協議会、居宅介護支援事業所などによる巡回支援継続 疾病発症者応急処置と医療機関搬送 自宅・施設内死亡者の安置、遺体保管 自動車電源用ガソリン確保 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回医療体制(JMAT等)の確保 避難者のなかの医療・介護専門職ボランティアチームによる避難所内支援実施 疾病発症者応急処置と医療機関搬送 要配慮避難者の常用薬の確保 要配慮避難者の保清・入浴の確保 自家発電用燃料確保 	<ul style="list-style-type: none"> 巡回医療体制(JMAT等)の確保 疾病発症者応急処置と医療機関搬送 避難者の常用薬の確保 病院退院要配慮者の受け入れ 福祉避難所死亡者の安置、遺体保管 避難者の保清・入浴の確保 自家発電用燃料確保
長期	<ul style="list-style-type: none"> 自宅、施設設備の復旧作業 通常の介護、医療体制の復旧 	<ul style="list-style-type: none"> 孤立死予防対策、自殺予防対策 日常生活用品確保 仮設住宅移行準備 	

状況別移送検討項目

避難した要配慮者の状況により、福祉避難所へ順次移送する。

福祉避難所等の種類	利用対象者
福祉避難室	要介護1、2程度 療育手帳B級程度
地域福祉避難所	精神保健福祉手帳3級程度 乳幼児、妊産婦
二次福祉避難所	要介護3以上程度 療育手帳A級以上程度
緊急入所・緊急入院	福祉避難室、地域福祉避難所での生活が困難な者
	福祉避難所での対応が困難な者

第2章 平時の取り組み

1 安否確認体制の構築

(1) 「班」を主体とした安否確認要領の作成

- 安否確認は、自身の安全確保後に行う最初の災害対応活動であり、要救助者・要配慮者の把握を行い、その後の支援活動を早期に行うために大変重要な活動である。
- そのことから、各町会・自治会は、隣近所の少数の世帯単位（「班」等）を主体とした安否等の確認及び一時避難場所での情報整理要領を作成し、要配慮者を含めた住民の漏れのない安否確認及び町会内の情報整理を速やかに行えるようにする。
- 各町会・自治会は、安否確認時の民生児童委員との連携方法についても検討しておく。
- ※ 作成に当たっては、別添「マニュアル資料集 町会・自治会の安否確認要領の一例」（1頁）を参照

(2) 要配慮者名簿及びマップの作成

- 各町会・自治会は、班を主体とした安否確認において、要配慮者の安否確認を漏れなく実施するために、あらかじめ要配慮者を把握し、必要な情報を名簿化する。
- ※ 作成に当たっては、別添「マニュアル資料集 要配慮者名簿の作成要領の一例」（3頁）を参照
- 各町会・自治会は、安否確認の迅速化及び小金原地域外の団体と協力した安否確認を実施する場合に備え、要配慮者の所在を落とし込んだマップを作成する。
- ※ 作成に当たっては、別添「マニュアル資料集 要配慮者マップの作成要領の一例」（5頁）を参照
- なお、名簿及びマップは、安否確認の実効性を高めるための一つの手段であることから、まずは、隣近所による安否確認の要領を決めることが大切である。

(3) 要配慮者班の設置

- 各町会・自治会は、要配慮者名簿の作成・要配慮者情報のとりまとめ等、町会・自治会の要配慮者対策を推進・実行する要配慮者班を設置する。
- 班員には、福祉・医療の知識がある者や女性を積極的に加える。
- 要配慮者班は、別添「マニュアル資料集 町会の要配慮者班の主な任務」（6頁）に記載の任務を行う。

(4) 町会・自治会と民間事業所の連携体制の構築

- 要配慮者の中には福祉サービスを利用しているものも多くいることから、災害時に連携した安否確認及び安否情報の共有が行えるよう、町会・自治会と民間事業所は、平時から顔の見える関係を築いておく。

(5) 地域包括支援センター・ケアマネジャーの協力

- 地域包括支援センター・ケアマネジャーは、災害時、利用者の安否確認を速やかに行えるよう、利用者の避難先等、災害時にどのような行動をとるのかを把握しておく。
- 地域包括支援センター・ケアマネジャーは、災害時、利用者が町会・自治会等の支援を受けられるように、利用者に対し、松戸市避難行動要支援者名簿への登録の働きかけを行う。

2 避難所での要配慮者支援の準備

(1) 要配慮者の受入れ先等の確認

- 避難所で要配慮者支援に当たる人員は、災害時の要配慮者の受入れ及び福祉避難所への移送の迅速な判断が行えるように、あらかじめ作成した要配慮者の受入れ基準を確認する。
 - 避難所で要配慮者支援に当たる人員は、医療処置が必要な避難者への対応に備え、松戸市の災害時の医療体制を確認する。
 - 特別養護老人ホーム等の要配慮者施設は、利用者に緊急搬送の必要が生じた場合に備え、搬送先等を確認する。また、松戸市の災害時の医療体制を確認する。
- ※ 受入れ基準及び医療処置が必要な避難者の対応方法は、「マニュアル資料集 要配慮者の受入れ先等」（7頁）を参照

(2) 収容避難所（福祉避難室）での準備

ア 要配慮者班の設置

- 収容避難所に設置される避難所運営委員会は、避難所における要配慮者対策を推進・実行する要配慮者班を設置する。
- 班員には、福祉・医療の知識がある者や女性を積極的に加える。
- 要配慮者班は、別添「マニュアル資料集 避難所の要配慮者班の主な任務」（8頁）に記載の任務を行う。

イ 福祉避難室（スペース）の設定

- 以下の施設の避難所運営委員会（要配慮者班）は、施設管理者と協議し、どこの部屋（スペース）を福祉避難室（スペース）とするかを決めておく。

【栗ヶ沢小、貝の花小、根木内小、栗ヶ沢中、根木内中、小金原体育館】

- ※ 設定に当たっては、別添「マニュアル資料集 レイアウト作成要領」（9頁）を参照

ウ 避難所で使用する書類・備品の準備

- 市、避難所となる施設、避難所運営委員会は、避難所において要配慮者支援を行うために必要な書類・備品を準備する。

- ※ 準備に当たっては、別添「マニュアル資料集 避難所で使用する様式・物資」（11頁）を参照

エ 避難所開設・運営マニュアルへの反映

- 別途作成する避難所開設・運営マニュアルには、福祉避難室の場所や必要な書類等を併せて掲載する。

(3) 福祉避難所での準備

ア 福祉避難所運営組織の設置

- 福祉避難所となる施設は、福祉避難所の開設・運営要領等を検討する運営組織を、施設管理者、施設職員を中心に地域住民とともに設置する。

- ※ 設置に当たっては、別添「マニュアル資料集 福祉避難所組織の構成例」（14頁）を参照

イ 福祉避難所レイアウトの作成

- 福祉避難所となる施設は、発災時に速やかに避難所が開設できるように、レイアウトを作成する。

- ※ 作成に当たっては、別添「マニュアル資料集 レイアウト作成要領」（9頁）を参照

ウ 受入れ手順書の作成

- 福祉避難所となる施設は、発災後の混乱期の中でも避難者の受入れ方法、一般避難者の案内方法等を明らかにした受入れ手順書を作成する。

エ 福祉避難所で使用する書類・備品の準備

- 市、福祉避難所となる施設は、福祉避難所において要配慮者支援を行うために必要な書類・備品を準備する。

- ※ 準備に当たっては、別添「マニュアル資料集 避難所で使用する様式・物資」（11頁）を参照

才 福祉避難所の開設・運営に必要な人材の把握

- 福祉避難所となる施設は、施設の災害対応体制、外部への応援要請人員を決めるため、福祉避難所の開設・運営に必要な人員を把握する。
- ※ 把握に当たっては、別添「マニュアル資料集 福祉避難所に必要な人員」（15頁）を参照

3 在宅要配慮者支援の準備

(1) 在宅要配慮者のニーズ等の把握要領の作成

- 災害時、多くの要配慮者は、避難所ではなく在宅で生活することが想定されることから、各町会・自治会は、町会の要配慮者班を中心に民生児童委員等と連携した在宅要配慮者のニーズ等把握方法をあらかじめ決めておく。
- 各町会・自治会は、在宅要配慮者のニーズ等の確認を行い、専門的支援が必要だった場合、地域包括支援センターやケアマネジャーへ支援を求める必要があることから、平時から協力関係を築いておく。

(2) 災害時の医療・福祉等の支援方法の確認

- 在宅要配慮者の支援に当たる人員は、在宅要配慮者のニーズに迅速に対応するために、災害時の医療・福祉・物資・情報の支援要領についてあらかじめ確認しておく。
- ※ 支援要領は、別添「マニュアル資料集 在宅要配慮者への各種支援方法」（16頁）を参照

(3) 全戸調査実施要領の作成

- 小金原地域が甚大な被害を受け、町会・自治会が機能しなくなり安否確認を行えなかった場合は、全戸調査を実施することになるため、その要領についてあらかじめ決めておく。

(4) 非常用電源の確保と把握

- 病院や二次福祉避難所には自家発電設備がある場合が多い。しかしながら長時間の稼働は想定されていないため地域に所在する電源を平時より把握し災害時に活用可能となるよう整備をする必要がある。

一例をあげると「自動車から電源を取る」方法がある。その場合は以下のように必要な機材が出てくるため調達に努める。

- ① 災害時のガソリン確保
- ② 自動車シガーソケットからAC100V電源を取る変圧器の事前確保
- ③ 該当の変圧器で医療機器が動かせるか事前確認

※その他在宅要配慮者が平時から準備している電源の状況把握や、災害時の電源確保につながる器材等を用意する。

4 小金原DWAT(※)の編成

(※)Disaster Welfare Assistance Team：災害福祉支援チーム

(1) 小金原DWAT編成の目的

- 災害発生時には、福祉的な支援が多く必要になる一方で、その支援を行える人材は不足する。
- そこで、地域内にいる住民等で小金原地域内の要配慮者に対して福祉的な支援が行えるよう、専門的な知識を持った者によるチーム（小金原DWAT）を編成する。

(2) 小金原DWATの人員の確保

- 地区会防災部は、町会・自治会の協力を受け、小金原DWATの人員確保を行う。
- 小金原DWATの人員は、町会・自治会内の福祉・医療の専門的知識を持った者や小金原地域内の民間事業所からの支援により確保する。

※ 人員の確保に当たっては、別添「マニュアル資料集 小金原DWATの人員確保要領」（17頁）を参照

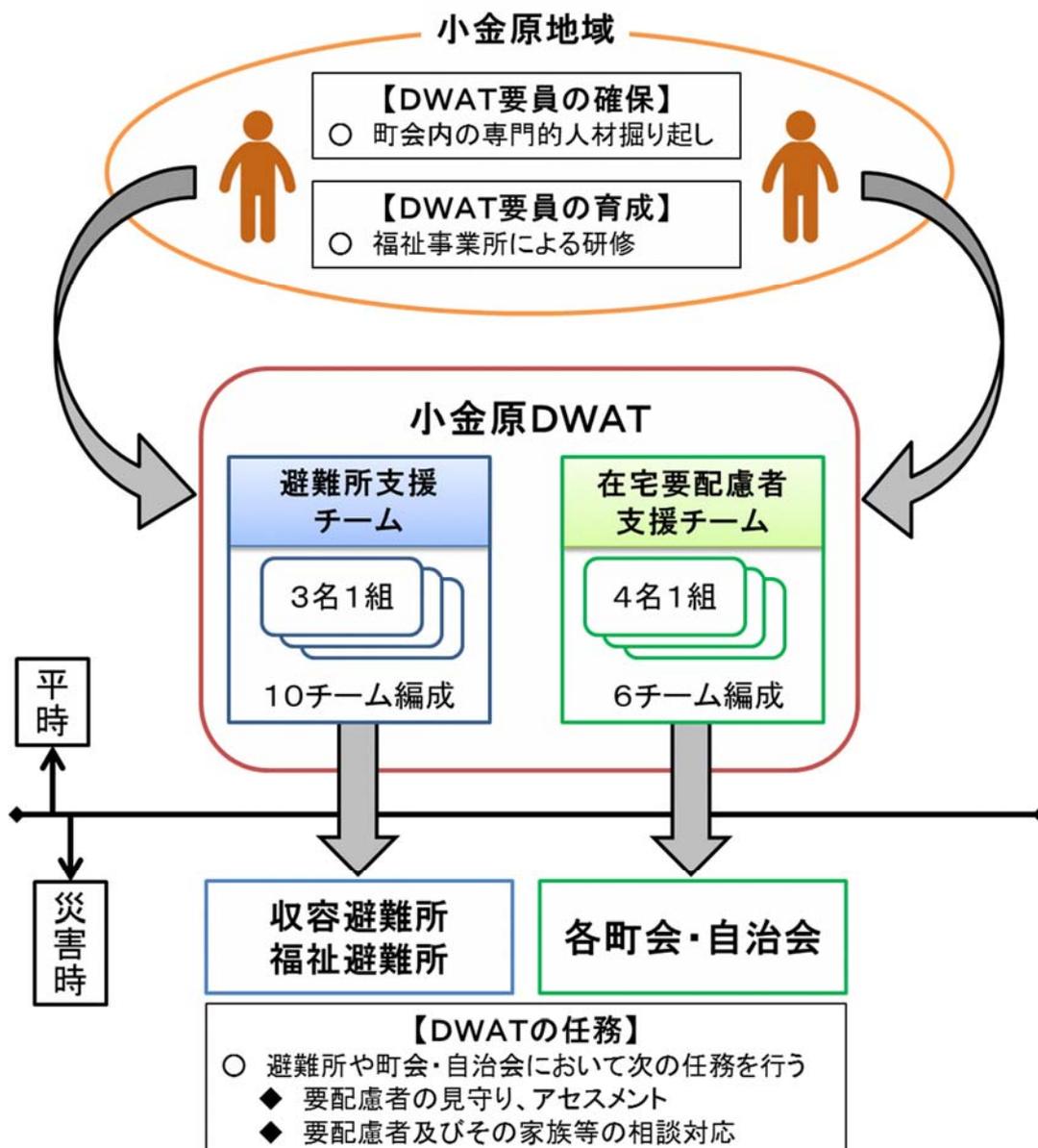
【参考】要配慮者支援を行う地域組織の役割

単位	町会・自治会	収容避難所	小金原DWAT
	要配慮者班	要配慮者班	
範囲	町会・自治会内	避難所内	担当地域又は避難所
要員の条件	医療・福祉の資格・経験 不要	医療・福祉の資格・経験 不要	医療・福祉の資格・経験 必要
	専門職による研修を受講する	専門職による研修を受講する	専門職による研修を受講する
主な任務	要配慮者の安否・ニーズ等把握	要配慮者の安否・ニーズ等把握	町会・自治会、避難所が実施する要配慮者支援活動の支援
	避難所への報告	地域内の要配慮者の情報集約	
	専門的支援が必要な場合、地域包括・ケアマネ・小金原DWATに相談	専門的支援が必要な場合、地域包括・ケアマネ・小金原DWATに相談	町会・自治会、避難所から相談を受けた専門的支援が必要な要配慮者の対応
	外部からの支援団体への引き継ぎ	外部からの支援団体への引き継ぎ	

(3) 小金原DWATの編成・運用

- 小金原DWATは、「避難所支援チーム」と「在宅要配慮者支援チーム」の2種類のチームを編成して、町会・自治会や避難所の要配慮者班と連携して次の任務を行い、町会・自治会や避難所で行われる要配慮者対応を支援する。
 - ・ 要配慮者のアセスメント、見守り
 - ・ 要配慮者及びその家族等の相談対応
- 地区会防災部は、小金原DWATの運用方法の細部について今後検討を行う。
- ※ チームの編成に当たっては、別添「マニュアル資料集 小金原DWATの編成要領」(18頁)を参照

(小金原DWATの全体像)



5 会議・訓練の実施

(1) 小金原要配慮者支援会議の開催

- マニュアルの実効性を確保するため、地区会防災部は、地域の各団体の参加を得て、小金原要配慮者支援会議を定期的に行い、小金原地区の要配慮者支援体制の構築を図る。

(2) 地域のネットワーク作り

- 各町会・自治会は、日頃から地域のイベントなどを通じ、防災活動の基礎となる近所のつながりを強化する。
- 民間事業所との連携が災害時には不可欠なことから、顔の見える関係作りを行う。

(3) 訓練・研修の実施

- 要配慮者支援の実効性を確保するため、各町会・自治会、避難所、各福祉避難所、小金原DWAT等は個別又は連携した訓練を実施し、実効性を検証する。
- 民間事業所は、地域住民による要配慮者支援が出来る限り行われるように、町会・自治会や避難所の要配慮者班、小金原DWAT等を対象とした災害時の福祉に関する研修会や避難所等で行われる訓練に参加し、福祉の目線での講演、評価、アドバイス等を行う。

第3章 災害時の取り組み

1 発災直後から発災1日目の活動

(1) 小金原地域における要配慮者支援の開始

- 松戸市域で震度5強以上の地震を観測した場合、小金原地区会防災部を中心に小金原災害対策本部を小金原市民センターに設置し、小金原地域内の要配慮者支援を開始する。

(2) 安否確認の実施

- 各町会・自治会は、あらかじめ決めている安否確認ルールに基づき、要配慮者を含めた住民の安否確認を行う。その際、民生児童委員との連携を図る。
- 確認した情報は、一時避難場所に集約し、要配慮者班を中心に要配慮者名簿等を用いて要配慮者の安否・避難先の整理を行う。必要に応じて、避難所へ避難誘導を行う。
- 地域包括支援センター・ケアマネジャーは、各種サービス提供事業所と連携して、利用者の安否確認を実施する。

※併せて被災エリア全戸調査・ローラー調査の準備を進める

○ マネージャーの任命、調査本部の設置を進める。

○ 町会・自治会スタッフの組織化と、ボランティアの採用

(3) 医療処置が必要な人の対応

- ケガ人等の医療処置が必要な者は、発災後6時間を目途に開設される病院前救護所又は発災後24時間を目途に開設される学校救護所へ搬送する。
- 病院前救護所及び学校救護所では、トリアージ及び応急処置を行い、より高度な医療処置が必要とされた者は、災害医療協力病院に搬送し処置を行う。
- 救急車を要請出来ない可能性が高いことから、病院及び救護所への搬送は、地域住民が協力して行う。

(4) 避難所（福祉避難室）の設営

- 避難所運営委員会のメンバーは、施設職員や避難所直行職員と連携して避難所を開設する。その際、あらかじめ決めている福祉避難室の場所を確保する。なお、運営委員会のメンバーが参集出来ない場合は、避難者で行う。

- 避難者は、避難者の情報・状態を管理するための避難所利用者名簿・避難所利用者登録票を記入する。その際、要配慮者は、避難所利用者登録票に配慮事項等を漏れなく記入する。
- 施設職員又は避難所直行職員は、避難所に設置されているMCA無線機により、把握できた情報を小金原支所へ報告する。

(5) 福祉避難所の開設準備

- 福祉避難所の施設職員は、施設や利用者等の被害状況等を確認し、市へ報告する。
- 福祉避難所となる施設は、必要に応じて地区会防災部や近隣町会と連携を図る。
- 福祉避難所の施設職員は、あらかじめ決めているレイアウト等を元に福祉避難所の開設準備を開始する。
- 福祉避難所へ避難してきた一般住民は、原則、一般の収容避難所へ案内する。

(6) 小金原DWA Tの編成開始

- DWA T要員は、避難所毎に、あらかじめ作成しているチームを編成できるか確認する。チームが編成できない場合は、地区会防災部へ報告する。
- 地区会防災部は、民間事業所に対し専門職の応援を要請する。

2 発災1日目から発災3日目以降の活動

(1) 安否確認情報の整理・報告

- 各町会・自治会は、要配慮者班を中心に、引き続き安否確認情報の整理を行う。整理した情報は、各町会・自治会が主に避難する収容避難所へ報告する。
- 安否未確認者がいる場合は、その安否確認を行う。
- 各町会・自治会は、必要に応じて、地域包括支援センター・ケアマネジャー等と情報共有を図り、要配慮者の安否を確認・整理する。

(2) 福祉避難室での要配慮者支援

ア 要配慮者班の設置

- ・ 平時の班員を中心に要配慮者班を設置し、避難所の要配慮者支援を進める。
- ・ 可能な限り、避難者の中にいる福祉・医療の経験者を班に加える。

イ 要配慮者班を中心とした要配慮者の支援

① 要配慮者の把握と支援方法の検討

- 避難所利用者登録票等により避難所にいる要配慮者を把握し、「要配慮者個別調査票」及び「スクリーニングシート（仮）」を要配慮者本人からの聞き取り等により作成する。
- 聞き取った情報を元に、必要な支援や福祉避難所への移送候補者を小金原DWA Tと協力して検討し、小金原災害対策本部へ報告する。
- 福祉避難所への移送候補者は、市からの指示を受け、開設している地域福祉避難所又は二次福祉避難所へ地域住民の手により移送する。
- 外部から応援に来た保健師等の専門職に対し、把握している避難所内の要配慮者情報を伝達する。

② 必要な物資の確保

- 要配慮者の支援に必要な物資を確保する。確保できないものは市へ要請する。
- 電源の確保には、避難所に備蓄している発電機を活用する。
- 水の確保には、小中学校に備蓄されているペットボトル飲料水や栗ヶ沢小学校に設置されている受水槽内の水を活用する。
- その他災害用備蓄品や施設備品等を使い、環境を整備する。

③ その他活動内容

- 地域内の要配慮者の情報（安否・ニーズ等）を集約し、地区会防災部へ報告する。
- 要配慮者の相談窓口を設置し、要望やニーズ等を含めた相談対応を行う。
- 要配慮者に情報が伝達されているか、必要なスペースが与えられているか、物資が供給されているかを確認する。

(3) 福祉避難所での要配慮者支援

- 施設管理者、施設職員、市から派遣される職員を中心に、近隣住民とともに福祉避難所運営組織を立ち上げる。
- 引き続き、福祉避難所の開設準備を行い、準備が出来た福祉避難所から逐次市の指示を受け、福祉避難所を開設する。
- 必要な物資・人員を市へ要請する。
- 小金原DWA Tの支援を受ける。
- 電話、MCA無線機により、市への報告を行う。
- 地域福祉避難所で支援出来ない要配慮者は、二次福祉避難所へ移送する。

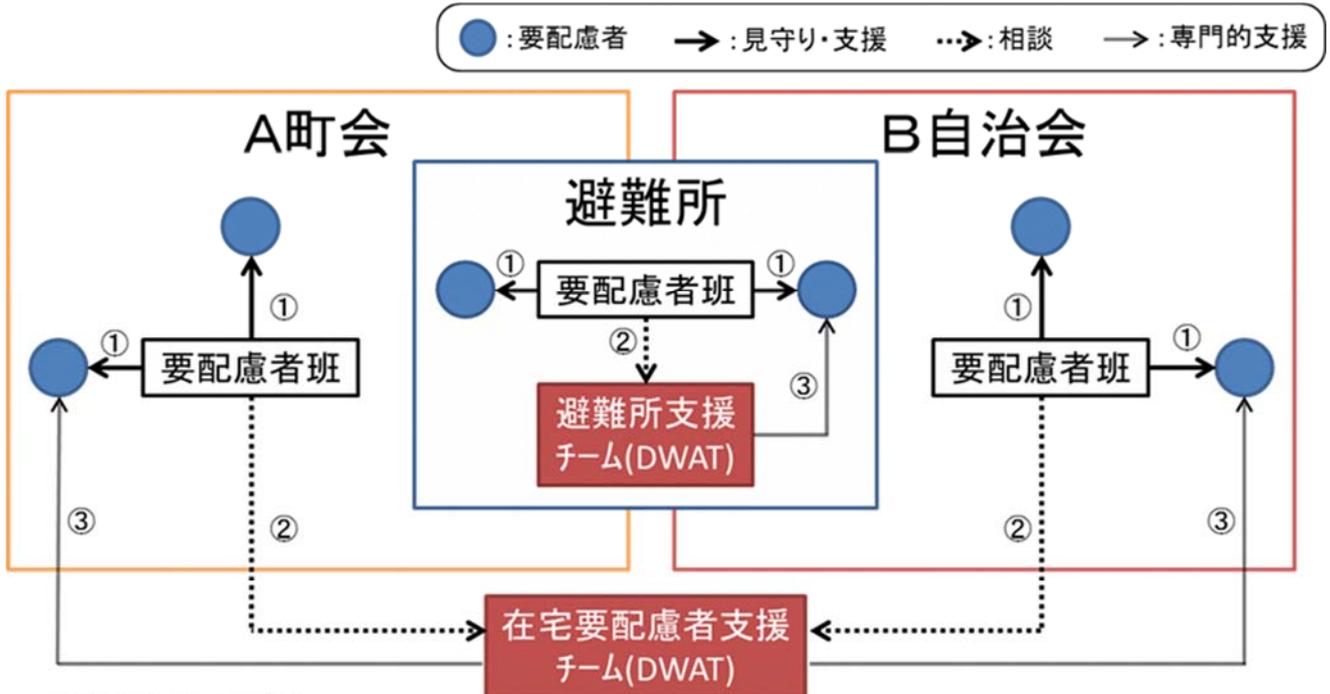
(4) 在宅要配慮者のニーズ調査・各種支援

- 各町会・自治会は、要配慮者班を中心に、在宅で生活している要配慮者を把握し、ニーズ等の調査を行う。
- 専門的な支援が必要な場合は、地域包括支援センター、ケアマネジャー、小金原DWA Tに相談する。
- 各町会・自治会が中心となって、医療・福祉・物資・情報の各種支援を行う。

(5) 小金原DWA Tの活動

- 地区会防災部は、小金原DWA Tの全般統制を行う。
- 編成出来たチームから活動を開始する。
- 編成チーム数に応じて、避難所滞在型か巡回型の運用調整を行う。
- 小金原DWA Tは、医療支援は行わず、医療支援は、各救護所や外部の医療チームが行う。
- 限られたチームであることから、町会や避難所から支援要請があったところから逐次支援を行う。支援の要請が多い場合は、優先順位をつけて支援を行う。

(小金原DWA Tの活動イメージ図)



【DWATの活動】

- ① 町会・自治会及び避難所のそれぞれの要配慮者班による要配慮者の見守り・支援
- ② 専門的支援が必要な要配慮者については、小金原DWATへ支援相談
- ③ 小金原DWATによる相談があった要配慮者の専門的支援

(6) 全戸調査実施の準備

- 地区会・町会・自治会を中心に調査本部を設置し、地域住民のボランティアを募る。
- 市外からのボランティアも加え、組織を強化する。
- 医師やケアマネジャーなどの協力を得る。

3 発災から3日以降・1週間、長期化する場合の活動

(1) 安否確認情報の整理・報告・被災エリア全戸調査の開始

- 各町会・自治会は、要配慮者班を中心に、引き続き安否確認情報の整理を行う。併せて被災エリアの全戸調査を開始する。
整理した情報は、各町会・自治会が主に避難する収容避難所へ報告する。
- 安否未確認者がいる場合は、その安否確認を行う。
- 各町会・自治会は、必要に応じて、地域包括支援センター・ケアマネジャー等と情報共有を図り、要配慮者の安否を確認・整理する。
- ライフラインの復旧に伴い在宅避難者の把握に努め情報共有を図る。

被災エリア全戸調査の基本的な考え方

小金原地区を120人程度のスタッフが4、5日で全戸調査する。小金原版DWA Tを運用するか町会・自治会のリーダー及びボランティア等によって実施をする。

～調査に必要な事項～

1. 小金原地区を区域ごとに分割し、それぞれの区域にマネージャーを配置する。
※マネージャーとは、全戸調査を行う際の担当区域ごとの統括者であり、調査員募集、調査方法・リスク管理などを行う。
2. 調査フォーマットを確定
3. 看護師・ソーシャルワーカー等確保・・専門職のボランティアでも可能
4. 本部医師・事務ボランティア・ケアマネージャー確保
災害時の医療活動は市の災害時医療救護活動マニュアルに基づき実施されるが、発災から3日目以降は本、部に医師を最低1名配置し、調査中に重い患者を発見したときやスタッフにけが人などが出たときに対応する。
事務ボランティアは集計や書類整理、複写等、ケアマネジャーは要介護高齢者のケアプラン組みなおし等を行う。
5. 調査スタッフのリスク管理
調査中のけがの防止に努める。調査参加者の服装、靴、持ち物について適宜指示を行うとともに、マスク、手袋、トランジスタラジオ等をできる限り配布する。

- ・調査経路、実施時間帯を考慮。調査スタッフは必ず3～4名程度のチームを構成（チーム構成の例）

町会・自治会員あるいは民生児童委員 1名

専門職（看護師・保健師および社会福祉・ケアマネ）できれば2名

体力のある男性 1名

※1 チーム構成は本部事務局が年齢、体力、性別を考慮して構成する。

※2 町会、自治会員あるいは民生児童委員が必要な物品の確保、地図の準備等を行う。

6. 調査時の留意事項

- ・余震や二次災害の発生を顧慮し、避難場所を確保した上で調査を実施する。
- ・日中の時間帯、天候の良い日が望ましい。
- ・長時間の調査は努めて避ける（調査スタッフの疲労防止）
- ・チームごとにトランジスタラジオと携帯電話を最低1個携帯する。
- ・調査スタッフに外傷等があった場合は、原則として本部医師が診療を行う。（特に破傷風に留意）

7. 調査結果の集計

- ・事務ボランティアを配置（町会や自治会員、民生児童委員がアドバイザーとして携わる）
- ・事務ボランティアは集計、問題抽出を行う
必要に応じて市役所のデータ（要介護者、障害者、生活保護者、長高齢者）と照合する。

8. 重傷者を発見した場合

- ・基本的には医師、看護婦の判断で福祉避難所、病院に転送する
- ・継続治療必要者については、医療機関の確保、福祉避難所に収容する
- ・継続ケア必要者については、ケアマネジャーがサービス事業者を確保するか福祉避難所に収容する

(2) 福祉避難室での要配慮者支援

ア 要配慮者班を中心とした要配慮者の支援

① 要配慮者の把握と支援方法の検討

- ・把握した要配慮者に応じた支援を引き続き実施する。
地域福祉避難所、二次福祉避難所の開設に併せて移送候補者を順次移送する。
小金原DWA Tと協力して検討し、小金原災害対策本部へ報告する。
- ・マネージャーを配置（松戸在住が望ましい）
- ・要配慮者支援班の構成は、可能な限り、介護職・介護職経験者、医療従事経験者が望ましい。

- 医療処置が必要ない要介護者や障害者が対象（他者のケアが必要だが、全身状態が安定した被災者）。
- 医療処置が必要な要配慮者は可能な限り福祉避難所、二次福祉避難所に転送する。
- ② 必要な物資の確保
 - 発災から1週間・長期化を見込む場合、生活必需品のニーズが高まることから、要配慮者の物資ニーズの把握に努め、適宜市へ要請する。
 - その他災害用備蓄品や施設用品等を使い、環境整備を継続する。
- ③ その他活動内容
 - 地域内の要配慮者の情報（安否・ニーズ等）を集約し、小金原地区会防災部へ報告する。
- ④ 留意事項
 - 発熱等の状態変化を生じる人が多いと予想されるので、福祉避難室ごとに担当医師を決め、担当医師による巡回を毎日行うことが望ましい。必要に応じ、JM A T 医師など外部支援専門家を活用する。
 - 設備として、電源、水の確保が必要
 - 急患が発生した際の医師等への連絡手順をあらかじめ決めておく（電話が使用できないことを想定し無線等での連絡確保を行う）
 - マネージャーは療養に必要な物品の確保に努める
特に避難者が普段から服用している内服薬等の確保が必要

(3) 福祉避難所での要配慮者支援

- 市の指示を受け、福祉避難所を開設したら、福祉避難室から移送された要配慮者を受け入れる。
- スタッフはマネージャーを中心に看護師、ケアワーカー、その他スタッフ（清掃、環境整備、食事の準備等）
- 医療処置が必要ないか、たんの吸引や経管栄養、褥瘡（床ずれ）処置等、医療行為ではない行為を受けている被災者、または病状の安定した末期がん患者等を収容する。
- 必要な物資・人員を適宜市へ要請する。
- 小金原DWA Tの支援を受ける。
- 電話、MCA無線機により、継続的に市への報告を行う。
- 地域福祉避難所で支援出来ない要配慮者は、二次福祉避難所へ移送する。
- 福祉避難室同様、発熱などの身体変化を生じる人が多いと予想されるため、担当医師を決定し毎日巡回することが望ましい。
- 福祉避難室同様、電源や水の確保、内服薬等の確保に努める。
- 急患発生時の連絡体制を確保

(4) 在宅要配慮者のニーズ調査・各種支援

- 各町会・自治会は、引き続き要配慮者班を中心に、在宅で生活している要配慮者を把握し、ニーズ等の調査を行う。
- 専門的な支援が必要な場合は、地域包括支援センター、ケアマネジャー、小金原DWA Tに相談する。
- 各町会・自治会が把握した在宅避難者の物資ニーズを基に避難所へ届いた物資及び医療・福祉・情報の各種支援を行う。

(5) 小金原DWA Tの活動

- 小金原地区会防災部は、引き続き小金原DWA Tの全般統制を行う。
- 小金原地区会防災部は活動チームの定期報告を取りまとめ支所へ情報提供を行う。
- 限られたチームであることから、町会や避難所から支援要請があったところから逐次支援を行う。支援の要請が多い場合は、優先順位をつけて支援を行う。

本マニュアルは、「小金原要配慮者支援マニュアル」の「改訂版」になります。また、今回は、松戸市と小金原地区会防災部との協働事業「災害時要配慮者支援事業」として、以下の構成員が中心となり作成しました。

小金原地区会防災部

松戸市総務部危機管理課

松戸市医師会災害医療救護対策委員会 担当理事 和田忠志

令和6年4月作成（第4版）

避難行動要支援者名簿活用の手引き

発行：松戸市役所福祉長寿部 福祉政策課
松戸市役所総務部 危機管理課